

第一編 原始・古代





写真1-1 溶岩の露頭

## 第一章 裾野のあけぼの

### 第一節 原景観の復原

ここで述べる原景観の復原というのは、大昔、人々が石器や土器を使って生活していた頃から、裾野市の自然景観がどのように変わってきたかを描いたものである。

写真1-1は裾野市中丸地区にみられる溶岩の露出した風景で、裾野市南端の伊豆島田、水窪から黄瀬川の東側を北に向かっていくと、この写真に示したように、溶岩流の露出したところが連続して存在している。一方、黄瀬川の西側では御宿新田や富岡・景ヶ島東地区にみられるが、それより南は愛鷹山麓となって、溶岩の地表に露出したところはほとんどない。また、東方の箱根山麓の泉川に沿ったところにも、公文名・滝頭以外にはとくに溶岩の露出したところはみあたらない。

裾野市のほぼ中央を南流する黄瀬川は、この溶岩の上を流れている

といてよい。このうち岩波では溶岩を深く抉って峽谷状となり、佐野地区では溶岩の切れ目に懸かって五竜の滝となつてゐる。黄瀬川とは嵯(キ)と瀬(セ)の川という意味だろう。五竜の滝の崖面で見ると溶岩は三層になつており、下部の溶岩の断面は暗青色緻密で堅く、上部の地表に露出している溶岩は発泡状多孔質である。

現在、この溶岩の露出しているところは、住宅地、工場用地のほか、薪炭材として用いられたクヌギやナラの生えた里山的な景観の残存しているところと、シイ・クス・カシの常緑広葉樹に、ケヤキの落葉喬木の混生した原景観を思わせるところとなつてゐる。このような景観は、普段、みなれてゐるので、私たちは当たり前の景色と思つてゐるが、他の地域にはあまりみられない裾野特有な風景といつてよいであらう。

この溶岩流は富士山麓から岩波を通つて隣接する長泉・三島まで達し、その末端は地下に埋没して駿河湾の海底にまで至つてゐるとしてゐる。箱根・愛鷹山の間には挟まれた裾野市中央部を占める地域の大部分は、この大規模な溶岩流の上にあるといつてよいだろう。三島市楽寿園には、この溶岩流の顕著な露頭があるので、一般に三島溶岩(流)と呼んでゐる。

次に掲げた写真1-2は、深良和市の東の畑の石垣に組み込まれた大きな岩石で、通称「寄歩の大石」と呼んでゐる。割石ではなく角の摩滅した自然の転石であつて、前述の三島溶岩流の上に据わつてゐる。このような溶岩の上に乗つた岩石は深良地区にいくつかあつて、このなかには固有名名の付けられたものもある。これらの岩石は溶岩の上を北から転がってきたもので、溶岩流の形成された後で生じたある自然現象の残したものだといつてよからう。それでは三島溶岩流や寄歩の大石といった巨大な転石は、いつ頃、どのようにして形成されたのだろうか。

## 第1節 原景観の復原



写真1-2 寄歩の大石

この溶岩流はいうまでもなく、富士山の噴出した溶岩で、石質は富士山特有の玄武岩である。富士山の調査研究によると、富士山火山体の土台に小御獄火山があり、この小御獄火山の東南から火口を開いて、新しく噴出した火山が現在の富士山であるとする。富士山噴出物の堆積層を調査した結果によると、約十万年前から一万年前まで、約数十年から数百年に一回くらいの頻度で噴火を繰り返しの間に近い姿の山体を形成したと考えられている。しかし、この間に流出した溶岩は、その後には噴出した噴出物の下に埋没して、地表には露出していないという。また、いまひとつ、富士山の形成過程で見逃すことのできないものは、火山泥流の堆積物であるとする。

富士山の形成期に当たる十万年以前から約一万年前までの時代は、地球の気候の上で寒冷期に当たり、これを氷河時代といっている。したがって、富士山には、かなりの量の氷雪が積もっていたのではないかという。この氷雪は、噴火によって火山体の上部が噴火時の震動によって崩壊を起こすと同時に、噴火時の熱によって溶解し、噴出物と一緒に泥流となり、山麓を流れて下って堆積形成されたものであるのである。

この泥流堆積物は、富士山麓では御殿場から、すでにある程度まで形成を終えていた箱根外輪山と愛鷹山の山麓に挟まれた谷間



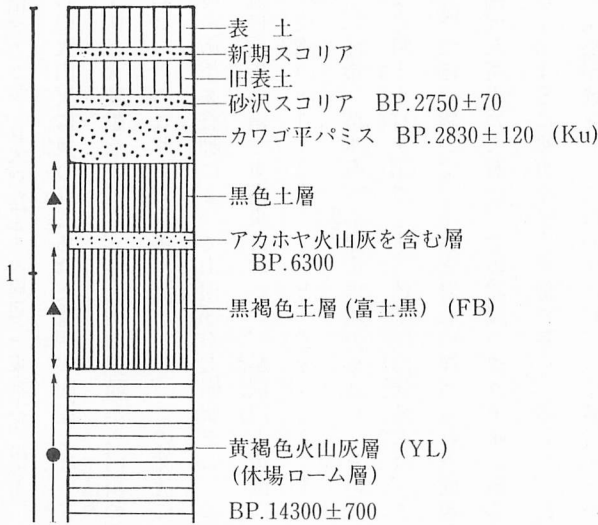
を埋めて流下し、その末端は三島市や清水町あたりまで達したとされている。この泥流堆積物は、地下水を保ちやすい性質を持ち、現在、裾野市地域で、地表に露出している溶岩の下は、この泥流堆積物となっている。

水河時代の終末期、約一万年前頃になると、富士山の噴火活動は、火山砂礫を噴出する爆発的な活動から、溶岩を多量に噴出する時期に移行していたとしている。富士山の北側では、富士吉田から桂川の谷を流れ下って、大月の猿橋まで達した猿橋溶岩流、同じく西側では、富士市大淵から富士川河口まで流下した大淵溶岩流(岩淵溶岩)、そして東側では、はじめに描写したように、御殿場から裾野市中央部を埋めて流下し、三島市まで達した三島溶岩であるとする。この溶岩を噴出した時期は、放射性炭素による年代測定によると、約一万年前から八千年前までの約六千年間で、したがって、裾野市地域の中央部に露出している溶岩は、この時代に形成されたもので、一回の噴火によって流出したものでなく、約六千年間という長期間に何十回という噴出によって埋め立てられたものといっただけであろう(町田洋「第三章 富士山の古期の活動」『小山町史』六)。

図表1-1は愛鷹山麓で検出した土層の模式柱状図である。下部から説明すると、黄褐色火山灰層というのは、約一万四千年前から一万年前までに、富士山の噴出物で堆積した土層で、下部は粒子が粗い。この層から旧石器時代の遺物が出土する。またこの層は、年代からみると、富士山が多量の溶岩を噴出した時期に該当する。つまり山麓下の谷間は溶岩が流下堆積し、山麓上部の台状地形のところは、同時に噴出した火山灰が堆積したと考えてよからう。また箱根山麓も同じ状況にあった。次の暗黒土層というのは、富士黒土層という。この土層は約一万年前から以降、水河時代が終わって温暖な気候となり、また富士山の噴火活動も次第に穏やかとなって、地表は植生が盛んとなり、この植生から生ずる腐植土が形成され堆積したものである(『町史』一)。この土層からは

第1節 原景観の復原

図表 1-1 愛鷹山麓土層模式柱状図



縄文時代はじめ頃の遺物が出土する。谷間を埋めた溶岩流の上にも常緑樹や落葉樹が混生し、ほぼ現在に近い景観が形成されたと考えられている。

この上部の黒色土層との間にあるアカホヤ火山灰を含む層というのは、約六千三百年前、九州鹿児島半島南東の鬼界アカホヤカルデラから大噴出した微細な火山灰の堆積物で、年代の基準のひとつとなっている。これ以後、

約三千年前まで温暖で平穏な状態が続き、黒色土層の形成がなされ、層中に縄文時代遺物が多く含まれている。この土層上の堆積するカワゴ平パミスと砂沢スコリアは、約二千八百年前から二千六百年前の火山噴出物である。カワゴ平パミスは伊豆天城火山の噴出物で、白色発泡状の軽石を多量に含み、砂沢スコリアは富士山の噴出物で、ガサガサした小礫を含む硬く締まった層である。このような火山噴出物は、いままでの植生環境を大きく破壊し、この地域全体は荒廃した景観が展開したと考えられている。ちょうどこの時期は、縄文時代末期に当たり、遺跡、遺物が激減する理由のひとつにもあげられている(町田洋・新井房夫

『火山アトラス「日本列島とその周辺」』東京大学出版会 一九九二。

この火山灰に覆われたあれた景観が回復しないまま、引き続いて約二五八〇年前から二三六〇年前にかけて、富士山は大変動をおこし、富士山の東麓から河川の下流域にかけて、その景観が一変するほどの大規模な土石流がおこった。これを御殿場泥流という。この泥流のおこった原因は、富士山がスコリアを噴出する噴火をし、爆発時の衝撃や震動によって山頂部が大崩壊をし、これが土石流となって裾野を襲ったものであるとする。御殿場泥流は須走の南で東南東に向かい、鮎沢川と黄瀬川の上流域から、鮎沢川に入った泥流は、下流の酒匂川に沿って相模湾の河口まで達し、一方、黄瀬川沿いに流下した泥流は、三島溶岩の上を巨大な岩石を含みながら流下して、三島市、清水町、沼津市の地表を埋め、その先端は駿河湾へ流れ込んだとする（前掲町田洋『小山町史』六）。

長泉町上土狩を頂点とする黄瀬川扇状地形は、この泥流によって形成されたとする。裾野市域では東西の山麓丘陵台地を除いて、土砂と岩石に埋められた灰褐色の荒涼とした景観となってしまったのである。写真1-1-2に掲げた寄歩の大石は、この泥流の置き土産である。

以上のように裾野市の中央部に視点を置いて、自然景観がどのように形成されてきたかをみてきたのであるが、その基盤が成立したのはわずかに約二千年前であったことが理解できるのである。図表1-1の土層模式柱状図によると、御殿場泥流以降は比較的静穏な状態が続き、植生も回復して現在に至っていることがわかる。

## 第二節 旧石器・縄文・弥生時代の裾野

裾野に初めて人が住み始めた頃

厳密な意味では裾野市域に初めて人が住み始めたのは、いつのことかよくわからない。隣町の長泉町や沼津市域では少なくとも、すでに三万年前頃には、人の生活の痕跡をみる事が

できる。そこでは台形様石器などと呼ばれる一種の切断具と一部磨かれた斧おのを使っての生活であった。しかし、彼らの家族はそれほど多い人数ではなかったようである。そしてまだ縄文時代にみられるような、台地を掘りくぼめた家に住むこともなく、もっぱら簡単に木の枝などを組み合わせたような家に生活していたと考えられている。最初の人々は、愛鷹山麓のほぼ中央部、県立の総合グラウンドの野球場あたりで生活を開始している。

愛鷹山麓の旧石器人の多くは、愛鷹山の石はあまり使っていない。もともと愛鷹山には、せいぜい安山岩あんざんがんや玄武岩ぶくわんくらいしかみられないので止むを得ないことではあるが、獣を射止めたり、それを解体したりという、いわゆる利器りきとされる石器の石材は、他の地域のものを利用していた。

ただ、採取した木の実や小動物のミンチなどには、よく愛鷹山の石が利用されていたと考えられる。

しかも、それは決まって、石臼いしうす(石皿)とその摺すりこぎ棒にあたる磨石ませきとして使われていた。

愛鷹山麓に住み始めた最初の人々は、おそらく、最初の静岡県人しずおかであるが、彼らは何処から何のためにやってきたのかよくわからない。彼らは最初ほんの数グループで、それも少ない人数でやってきたと思われる。それが長い間(およそ一万年以上)愛鷹山麓などを舞台に生活を繰り返すうちに、愛鷹山麓や箱根西麓に百か所以上の生活

の痕跡を残すほどになった。

彼らはまた、木の実を採り、ときには獣や小動物を狩して、それを食料として毎日を送っていた。火を使うことも知っていた。石を同じ大きさに効率よく割る方法も心得ていた。

沼津市域などでの例であるが、石器類が何か所に何点もまとめて発見され、ときには全体で環状を呈して発見されることがある。そしてそれぞれの石器の材料などを細かに分析すると、あるグループは神津島産の黒曜石をよく利用し、また、他のグループは中伊豆の冷川峠産の黒曜石をよく利用するなどといったように、石材の利用にひどく偏りのある場合がある。つまりグループごとに利用する石材の産地が違っているということである。これなど、もしかしたら神津島産の黒曜石を多用するグループは、神津島を含めた生活圏を維持していたと考えられ、同じように冷川産の黒曜石をよく利用するグループは、そこを生活圏に含めていたと考えられる。そうするとこのふたつのグループは日常生活圏を共有することも少なかつたかも知れない。おそらくこの両者は、より広範囲な空間をそれぞれ共有していたが、日常はさほどのトラブルもない生活であったと考えられる。しかし、長い間には些細なことが原因で大きなトラブルに発展することもあり得るだろう。そうした気まずさを解消するため、いろんな取り決めに交わしていたに違いない。それを定期的に何か所に集合して、親睦を兼ねた交流を行い、また、ときには取り決めの見直しなどを行った場をもったに違いないと思われる。そうした際の集まりの場に残されたのが、それぞれの生活圏に存在する黒曜石をもって、一時の居を構えた結果ではなからうか。

石器類がまとめて発見された例からこんな解釈も可能となるが、さらに特定の石器と石材との関係にも研究の目が向けられ始めている。

しかし残念ではあるが、裾野の旧石器時代遺跡からは、このような解釈を行うこともまだできない。それは裾野では旧石器時代の遺跡がまだ正式に調査されたことがないからである。いまは一日も早く、裾野の旧石器時代遺跡を発掘調査して、裾野の旧石器時代人の歴史が語れるような資料の発見につとめたいと念願している。

#### 裾野の縄文時代の特徵

裾野市域を黄瀬川を境に二分すると東は箱根山西麓となり、西は愛鷹山東南麓となる。そこに四一か所の縄文時代遺跡が残されているが、愛鷹山東南麓に三二か所が集中し、圧倒している。

裾野市域の遺跡をさらに細かく時期別に見直すと、二時期以上にわたって重複するものもあり、総数で五八遺跡が数えられる。まず、裾野市域に縄文時代が形成される頃をみると二一か所数えられ、裾野でもっとも多い数となっている。そして県内の縄文時代遺跡と同じ傾向を示すが、裾野でも一旦遺跡数が急減するときがある。それを一時的な衰退期としているが、ここでも遺跡数が三か所と減少してしまう。それが発展期を迎えると再び二一か所と遺跡数もピークに達する。やがて裾野の縄文時代も成熟期を迎えるようになるが、そのころの遺跡は二一か所確認されている。それが終末期となると再び大きく減少して、わずか田場沢遺跡たばつざわと中里遺跡なかさとの二か所となってしまう。そして遺跡数の上からは当たり前のことかもしれないが、裾野の縄文時代をいつもリードしているのは、愛鷹山東南麓の遺跡群であった。また、箱根西麓の遺跡群は、一時的な衰退期で遺跡は一旦途絶えてしまい、以後、道場山遺跡ぢやまのみが発展期から成熟期まで連続と続くのみとなる。

一方の愛鷹山東南麓の遺跡群も、形成期から終末期まで連続と続く遺跡はみられない。上川遺跡かみかわが形成期の後半から連続と続いているようである。さらに後にふれるが裾野の縄文時代遺跡を象徴すると思える尾畑遺跡おぼたも、上川遺跡に次いで、長く継続した遺跡である(図表1-2)。

第1章 裾野のあけぼの

図表1-2 裾野の縄文時代遺跡の移り変わり

実年代	30000年前	10000年前	7000年前	5000年前	4000年前	3500年前	3000年前	
時代 遺跡名	旧石器 後期	草創期	早期	前期	中期	後期	晩期	備考
道場山			◎◎		◎◎◎ ◎◎◎ ◎◎◎ ◎◎◎			打斧・石 錘
天神山・ 屯屋敷			◎◎		◎◎◎			打斧・ス クレイパー
日向 丸山Ⅱ			◎◎	◎◎	◎◎◎ ◎◎◎			石鏃・磨石 石鏃・打斧
城ヶ尾			●●●●	◎◎	◎◎◎ ◎◎◎			石鏃・打 斧・石皿他
富沢内野山 桃園入ノ洞			●●					石鏃・磨 石
中畑	◎◎◎◎ ◎◎		●●					石鏃
千福市場平 第一				●●				磨石・石 皿・削器
千福市場平 第二			◎◎					削器
千福小杉平 第一			◎◎					削器
千福小杉平 第二			●●					磨石・石 皿・打器
細野沢			●●	●●	◎◎◎			磨石・石 皿・打器他
上川			●●	◎◎◎◎	◎◎◎ ◎◎◎			袂状耳飾・ 鏃・打斧
峰下 相生原			◎					
茶畑大入 東江ノ浦山								
六反田 御宿新田					◎◎◎ ◎◎◎			石棒・石 皿・打斧
坂下 平林Ⅰ					◎◎◎			
平林Ⅱ			◎◎					
富沢八反田 ・増方								

第2節 旧石器・縄文・弥生時代の裾野

実年代	30000年前	10000年前	7000年前	5000年前	4000年前	3500年前	3000年前	
時代 遺跡名	旧石器 後期	草創期	早期	前期	中期	後期	晩期	備考
富沢中林・塚松A								
富沢塚松B								
尾畑			◎◎	◎◎	◎◎◎			大珠・顔面把手 手焙り
細山					◎◎◎			
富沢内野山II								
富沢内野山III・IV								
大畑熊野神社					◎◎◎			土偶
景ヶ島			◎◎		◎◎◎			
下条原				◎◎	◎◎◎	◎◎		石鏃・削器 打斧・石鏃 石皿
田場沢裏山			◎◎	◎◎	◎◎◎			
藤畑				◎◎				
上条山居					◎◎			
柳畑					◎◎◎			打斧 砥石?
中里						◎◎		
一本杉下					◎◎◎			
須山大坂				◎◎◎◎				

※ ●住居跡の発見された遺跡 ◎住居のない遺跡

そして裾野の縄文時代遺跡も県内の他の縄文時代遺跡と同じであるが、遺跡の面積がさほど広くなく、住居跡の数も少なく、そのうえ住居の掘り込みも浅く、柱穴もまた細く浅い。さらに住居跡から発見される遺物の量も総じて少ないという特徴を持っている。

さて、データが古くなっているが一九七五年の静岡県遺跡地名表によれば、全県下の二千五百弱の遺跡総数のうち裾野地域の縄文時代遺跡数は四一か所、一・六五割ほどで多さでは一五番目に位置する程度となっている。県内の縄文時代遺跡をみると、愛鷹山麓をひかえる沼津市と箱根西麓を持つ三島市で九五〇か所に達するほどの遺跡が存在するので、この二市域に四〇パーセント



い遺跡が集中しているということになる。つまり県下の縄文時代遺跡はかなり偏って存在しているということで、この両市に裾野市・長泉町・函南町などの縄文時代遺跡を加えれば大方半数に達するということでもある。

こうした偏ったあり方をする縄文時代遺跡ではあるが、周辺の山梨県・長野県・神奈川県などの縄文時代の特徴と比較すると、それなりに際違った違いもみいだせる。

遺跡の数が長野県などと比べて圧倒的に少ないということである。

さらに遺跡の面積を、たとえば、縄文時代成熟期の例で比較すると、神奈川県では一万平方メートル以上の面積を持つ遺跡が目につくが、小さなところでも五千平方メートルほどの広さはある。ところが県内の遺跡の面積をみると一万平方メートルに達しないものがほとんどで、五千平方メートルを超える遺跡は割合少ない。たとえば、愛鷹山麓などをみると、平坦な緩傾斜地は開析谷かいせきたにによって枝別れして開析され、細かく分割されてそれぞれの面積を狭くしている。愛鷹山麓の状況を今少し詳しくみると、この山麓でローム層などが厚く堆積し、人の住める環境を提供しているのは、南麓側を中心に東南麓、北東麓であり、富士市の背後となる西麓あたりは溶岩がよく目立ち、生活環境に適しているとはいえない箇所が多い(瀬川裕市郎「愛鷹山麓の縄文時代」『沼津市博物館紀要一〇』一九八四)。

良好な生活環境を提供していると思えるその南麓では、平地の傾斜もなだらかで平均すると三度から五度の数値となる。そして多くの平坦地は数本の開析谷によって分断されており、その舌状台地の縁辺部では二〇度から三〇度の傾斜となる。

沼津市の高橋川たかはしがわから長泉町の桃沢川ももさわがわの間には、大きく開析された沢筋が三〇本近くあり、その沢はさらにいくつかに枝分かれして、極端に言えばこの南麓地区は沢だらけといった状況である。そして枝分かれした多くの沢

はほとんどが水系(溪)として捉えられており、かつてはこの南麓のあちこちで水に不自由することはなかった。また、なかには枝分かれした沢筋でも深く侵食され、先にみたように二〇度から三〇度という傾斜を持つところもある。したがって、水には恵まれていたが、それを日常生活に利用するには、運搬などでかなりの困難がともなったと思われる。

実は愛鷹山麓の縄文人はこうした水系(溪)をかなり意識的に利用したようで、遺跡はこれらの水系(溪)に関わって残される場合も多い。この地域でもっとも早い縄文人は、現状では沼津市の少年自然の家の界限で生活を開始しているが、ここも水系(溪)に恵まれていた。この地は以後、連綿と遺跡が営まれることになっていく。

多くの開析谷によって開析された愛鷹山南麓であるから、深い浅いに関わらず谷の占める割合は大きくなる。小川賢之輔の記録によれば(小川賢之輔『富士市の自然』富士市役所 一九六〇)、この南麓では一平方メートルのなかに平均するとおよそ四十か所の谷が数えられるという。もっとも密集する箇所では一平方メートルに六八か所の谷が集中している。これでは開析された平坦地も広い面積がとれず、せいぜい二千五百平方メートルから三千平方メートル程度の空間しかつくられないことになる。

もしかしたら、そうしたことにこの山麓に、大きな遺跡が残されなかった原因が求められるのかも知れない。そして遺跡の面積が狭いことが原因していることだろうか。ここではあまり多くの生活痕跡が残されていないように思われる。そのことは愛鷹山麓などから発見される土器や石器の総量からも想像できる。遺跡に残されている土器や石器の総量が多ければ多いほど、そこに住まいた人たちの頻繁な行動が想定できるとすれば、この山麓の縄文人はそれほどの人数が活発に活動していたとは思えないのである。別の捉え方をすれば、そう多い人数

が生活していたわけでもなさそうであるということにもなる。

たとえばこれをそれぞれの遺跡から発見される完形土器の数で考えれば、神奈川県や長野県などの成熟期の遺跡では平均すると三個から一一・六個の完形土器が発見されているが、愛鷹山麓ではこの時期の住居跡も少ないが、平均すると一個に満たない数値となる。県内の遺跡で完形土器が数多く発見された例としては、富士山麓に位置する富士市の天間沢遺跡で、そこでさえおよそ三個という少なさである。発見される石器についても、静岡県東部地区の縄文時代成熟期の遺跡で発見された石器の総数はおよそ一千点ほどである。ところが長野県のほぼ同じ頃の遺跡、八ヶ岳山麓の居沢尾根遺跡一か所から一千点を超える石器が発見されている。縄文時代成熟期のこの山麓のそれぞれの遺跡での石器の保有量は、かなり少ないということである（瀬川裕市郎「愛鷹山麓の縄文時代」『沼津市博物館紀要一〇』）。

ようするに、裾野市域を含む愛鷹山麓の縄文時代成熟期のそれぞれの遺跡では、土器も石器もその量がきわめて少ないということである。

いま、土器と石器の数量についてみてきたが、実はこの山麓には、土器づくりに適した土や利器となる石器のための石材にも恵まれていない。

まず石器の石材についてみると、愛鷹山麓にみられる石材としてはせいぜい安山岩と玄武岩くらいのものであることは既に紹介したとおりである。ところが遺跡から発見される石器の石材には、頁岩が使われたり、砂岩や変成岩、黒曜石なども盛んに使われている。獣を射るための石鏃には黒曜石や頁岩が利用される場合が多いが、黒曜石はこの山麓にはもともととみられない岩石である。頁岩や砂岩もこの山麓にはみられず、それらは磨製の石

斧おのなどとなって遺跡からはよく発見される。ときには石材に安山岩や玄武岩も利用されることもあるが、よくみるとこの山麓のものでないという。この山麓の安山岩や玄武岩が利用されるのは、既に紹介したように採取した木の実の加工や小動物をミンチとする際の道具、石臼(石皿)と摺り棒の役目をするといわれる磨石として利用される程度である。そのことは旧石器時代と同じであるが、この頃になると石臼(石皿)の使用例が急増してくる。

山麓の石材は木の実などの食料の再加工の際利用されるということで、獣を射たり、毛皮を細工したり、あるいは樹木などの加工に利用するといったいわゆる利器としての石器の石材には、山麓以外に産出する石材を利用していているということである。

土器についても同じである。土器に適した土がないとしたが、黒曜石などと違って、土器は何処の土を使っているかを見極めるのは難しい。一つには土器には何処の土が使われたか、今ひとつ絞りきれないことも原因と見えるが、分析しても、土器の土と比較する土がみつけないということである。

黒曜石などの場合、現在の産出地から採取してきて分析し、遺跡の黒曜石と比較すれば、その産地は容易に判断でき、実際黒曜石の場合、かなりの確率で産出地の比定が可能となっている。

ところが土器についてはその比較のサンプルがみつからないということである。試みに愛鷹山麓や箱根西麓・中伊豆・富士川流域などの土(粘土)を採取し、それに特定の土を一定量混ぜたものをそのままのものとそれを焼き上げたものなどのサンプルをつくり、それを比較の資料として、この山麓で発見された土器の土と比較しても、ほとんど一致するものはなかった。このことは取りも直さず、この愛鷹や箱根山麓の土器は、この山麓の土でつくられていないということを示していると考えられる。

また、河川の土砂から重鉱物を抽出して、同じように土器のなかから重鉱物を抽出し、その比較を試みて周辺の河川の重鉱物と、一致するものはほとんどなかった。重鉱物の比較においても、この山麓の土器は周辺の土が利用されていないという結果となった。

こうしてみるとこの山麓に限ってみても、石器のための石材には恵まれず、そのうえ、土器となる適当な土もないということになると、縄文人にとってこの山麓はどのように意識されていたのだろうか。

もしかしたら、この山麓には木の実などにも恵まれ、おそらく動物相なども比較的多かったと予想される。考えようによっては、この山麓は縄文時代には格好の生活の場であったと思えるが、当時の生活必需品といえる土器や石器の原材料には恵まれない土地であった。なぜ、それをおしてなお、この山麓を生活の場として選択しなければならなかったのか、検討の必要があるように思う。

また、かつて富士宮市（ふじのみや）の千居遺跡（せんじ）の住居跡の検討を行った関野克（せき）「特論五」千居遺跡の住居址上屋について『千居遺跡』加藤学園考古学研究所 一九七五）、千居遺跡の住居の掘り込みが浅く、その上、柱穴の細く浅い住居跡は、どちらかといえば仮設的な住居であると評価したことがあった。それにはおそらく住居面積の狭いこともその条件となっていたと思える。関野は住居の構造から本格的な住居と仮設的な住居とが有ると考えていたようである。

関野のこの論理をそのまま静岡県内の縄文時代住居跡に当てはめてみると、そのほとんどが関野のいう仮設的な住居ということになってしまおうという見解もあらわれた（瀬川裕市郎「愛鷹山麓の縄文時代」『沼津市博物館紀要一〇』）。

したがって、以上を考慮すると静岡県内の縄文時代は狭い遺跡と仮設的な住居跡、そして一軒あたりの持ちも、土器や石器が少ないという結論となる。そしてその原因のひとつに、愛鷹山麓や箱根西麓では、土器となる良好な土や利器となる石器のための石材にも恵まれていないということがあげられる。

これらのことは静岡県の縄文時代の共通点と理解でき、それは裾野地域の縄文時代といえどもけっして例外ではない。裾野の縄文遺跡のなかには、たとえば、箱根西麓に位置する道場山遺跡など八二七平方メートルもあり、また、「御宿(桃園)地区に位置する」<sup>一</sup>色原遺跡なども面積では一万四千方メートル以上もあり『市史』一、その広さでは神奈川や山梨などの遺跡の面積にひけをとらない。もっとも、遺跡の面積はそれを測るのにかなり厄介で、住居跡はさておいても、いわゆる広場、祭祀の行われた範囲など判断しづらいたころもある。ただ、土器などの発見できる範囲が遺跡の広さかというところは単純にいかない場合も多い。

いずれにしても裾野の縄文時代遺跡も全体的にみれば、静岡県の縄文時代遺跡の特徴のなかに取り込まれるといえると思える。

ところが裾野の縄文時代遺跡からの発見物を子細にみていくと、他地域ではみられない特徴があるように思われる。たとえば、尾畑遺跡で確認された翡翠の大珠や顔面把手付土器、翡翠の大珠が納められていたといわれる高さが七十センチメートルを超える大型土器、大畑の熊野神社に伝世された土偶の頭部、富沢の裏山で発見されたという香炉形(手焙り)土器などは県内ではいずれも稀少遺物の範疇に入るものばかりである。

尾畑遺跡は谷津川と梅木川に挟まれた桃園橋の対岸にあったが、『裾野市史』資料編考古によればおよそ六千八百平方メートルの面積を持つとされる縄文時代成熟期の遺跡である。

その尾畑遺跡は一九七〇年代初期に宅地造成工事が実施され、それによって発見された遺跡である。工事と並行しての調査であったようで詳しい事情が判りずらいところもあるが、縄文時代成熟期の後半と思われる高さか七十メートルを超える大型土器の底に翡翠の大珠は納められていたという。当時は翡翠そのものが、おそらく新潟県の姫川流域あたりでしか採取されず、その上硬度の硬い岩石で加工も容易でなく、誰もが入手できるものではなかった。それをもてるムラと、もてないムラとでは何らかの差があったろうし、当然、もてる人ともてない人は差があった。そして県内では当市の尾畑遺跡例を含めて大仁町の二例、長泉町の一例、浜松市の三例ときわめて少ない遺物である。

それが県内でも最大級のひとつと思われる土器に納められていたということから、いろいろな解釈が可能とされるが、翡翠にたとえば、悪霊を封じ込めて埋納したという解釈もある(瀬川裕市郎「大珠と顔把手付土器——裾野の縄文時代遺跡と尾畑遺跡」『市史研究』七号)。この頃になると気候もやや冷涼化の傾向となり、おそらく收穫物の減少やそれに伴い獲物などの捕獲率も減少したと思われる。そうした自然界の現象を人間の力のおよばない力と捉えたのだらう。その力を大きな鉢に封じ込め埋めてしまう。このことによって木の実などの豊かな收穫と獲物の大量の捕獲を託したのではなからうか。

また、同じ尾畑遺跡から発見された顔面把手の付けられた見事な土器も最近では女性の持つ出産能力になぞらえて、木の実などの大量の採取が期待されていると解釈される場合もある(渡辺誠他「人面・土偶裝飾付土器の基礎的研究」『日本考古学』一 日本考古学協会 一九九四)。要は翡翠の大珠の埋納にしろ、顔面把手の付けられた土器にしろ、豊かな実りへの期待が込められた行為であると予想することができる。

大畑の熊野神社には、いつのことか判らないがおそらく近在の農民などが納めたものであろう、同じ成熟期の土偶の頭部が奉納されている。この土偶は先の翡翠の大珠とほぼ同じ頃のもので、顔面把手の付けられた土器よりはやや時代の下るものとされている。土偶の県下での発見例をみると、総数で七十前後と少なく、そのうえ愛鷹山麓では長泉町の例とともに僅か二、三例という少なさである。

そして多くの土偶がそうであるように、熊野神社の土偶も、頭部だけが残されていた。土偶は満足な形で発見される場合は少ない。そのことから病気の治癒など期待されて、その箇所を欠きとって、病に冒された箇所を土偶に移して、不自由さからの解放を祈願したともされ、また、土偶に女性像を意識したものが多いことから、生産力の向上を意識したともいわれている。ここでも木の実などの豊かな収穫の期待が込められ、あるいは頭部に不自由なところがあって、その回復を期待してのものだったろう。

富沢の裏山で発見されたという香炉(手焙り)形土器はこれも県内では、きわめて例の少ない資料といえる。沼津市・三島市・大仁町と富士川町とこの裾野の例の五例のみが、県内の香炉(手焙り)形土器の総数である。香炉(手焙り)形土器の用途としては、当時の照明といえ、住居内にあしらわれた炉からのわずかな灯りしかなかったろう。そうしたなかでおそらく灯りをともすための土器としては、この香炉(手焙り)形土器くらいしかなかった。そしてこの明かりに神を意識して、これを持つものを神と敬う例もあるという。そういう意味ではこの土器はきわめて貴重品で、翡翠の大珠と同じように、誰でもが持てるものではなかったと思われる。したがって、それを持つことによって、ムラの中での立場がひとつ違ったものとなっていたと思われる。また、光を自由に操れるという意味で、翡翠や土偶にみた、人間のおぼつかない力、霊力のようなものを感じていたかも知れない。



裾野市の縄文時代遺跡は数のうえからもまた規模のうえからも、県内ではけっして多いといえない。むしろ少ない方と考えられる。そうしたなかでこの裾野には、県内の縄文時代遺跡での稀少遺物が集中する傾向があった。そこにこの地域の縄文時代の特徴をみいだしたいと思うがどうであろうか。

当時のこの地域、裾野市という行政上の地域はまだ存在していない。おそらく、愛鷹山麓全体といった広範囲が彼らの生活圏ではなかったかと想像される。

そうしたとき、この現在の裾野地域が縄文時代に果たした役割を考えると、おそらく神聖な祈りの場、人の力のおよばない力の通ずる地域ともされてきたと想像できる。そしてこの裾野地域の縄文時代遺跡は、豊かな実りを期待するとき、あるいは獲物の大量の捕獲を期待するとき、さらには病による不自由となった体の一部を人形に移して、自らはその病からの解放を期待するといった祈りの執り行われたところであったと評価できるだろう。その意味でこの地域の縄文時代には、彼らにとって冒すことのできない神聖な場所として意識されていたと思われる。

**弥生時代** 弥生時代というのは、紀元前三世紀の頃から紀元三世頃までの約六百年間に、日本に水稻農耕が開始され、北海道を除く列島全域に、この稲作が広がった時代をいう。戦前、日本を瑞穂の国と

いった基盤が形成された時代のことである。大陸との交渉も盛んとなり、青銅器、鉄などの金属器の生産も始まった。また、この水稻農耕を生活の基盤として生みだされた、多様な物質的精神的な所産を弥生文化といっている。弥生時代の弥生という名称は、一八八四(明治十七)年、東京本郷弥生町の貝塚から発見された土器に対してつけられたものであるが、この土器を作り使用していた時代を弥生時代といい、やがて日本歴史の時代名とし

て用いられるようになったのである。

かつて日本の主要な生産手段であったこの水稲農耕は、はじめ朝鮮半島や中国大陸の長江下流域から、多くの渡来人とともに北九州に伝わったものとしている。水田を基盤とした農耕であったから、初期の頃は多くの労力と困難を伴ったものであったが、紀元前二世紀の頃までには、東は瀬戸内海沿岸、畿内、伊勢湾周辺、北は山陰から日本海沿岸を点々と北上し、青森県まで広がっていった。この急速に伝播していった理由は、水田経営によって恒常的な食料生産が可能になったことによる。この最初の水稲農耕伝播の時期を弥生時代前期といっている。

ところで、水稲農耕が伝播しなかった東日本や東北の太平洋岸、中部日本の内陸などでは、まだ前代の縄文時代が継続しており、この時点では、両方の時代が地域的に併存していたのである。

畿内で成熟した水稲農耕は、紀元前一世紀頃になると、中部、関東の内陸部、太平洋沿岸では東海地方から東北の仙台平野、北上川の流域まで拡大されるが、この時期を弥生時代中期とする。以後、紀元三世紀頃までには、水稲農耕の未確認の北海道を除く日本列島全域に広がっていくが、この時期を弥生時代後期といっている。

水稲農耕が定着し、地域的に恒常的な生産力が高まってくると、それを基盤とした首長が現れてくる。紀元一世紀の頃、中国の史書「後漢書」倭伝に記された倭の奴国や、同じく三世紀の頃、「魏志」倭人伝に書かれた邪馬台国は、この時代の事柄である。やがてこれらの国々の首長は各地に盛り土をした大きな首長墓を築くようになり、弥生時代は終わりとなる。

それでは裾野地域の弥生時代はどうであったのだろうか。本地域の弥生時代を示す遺跡は、『裾野市史』資料

編考古に紹介したように、公文名丸山I遺跡と佐野二本松下遺跡・富沢原遺跡・御宿宮原遺跡の四か所しかなく、また愛鷹山麓でこの時代の有孔磨製石鏃が採集されているが、生活跡を示す住居址のような遺構もなく、発見採集された遺物も極めて少量で、時代の様相を示すものはほとんどないといつてよい。

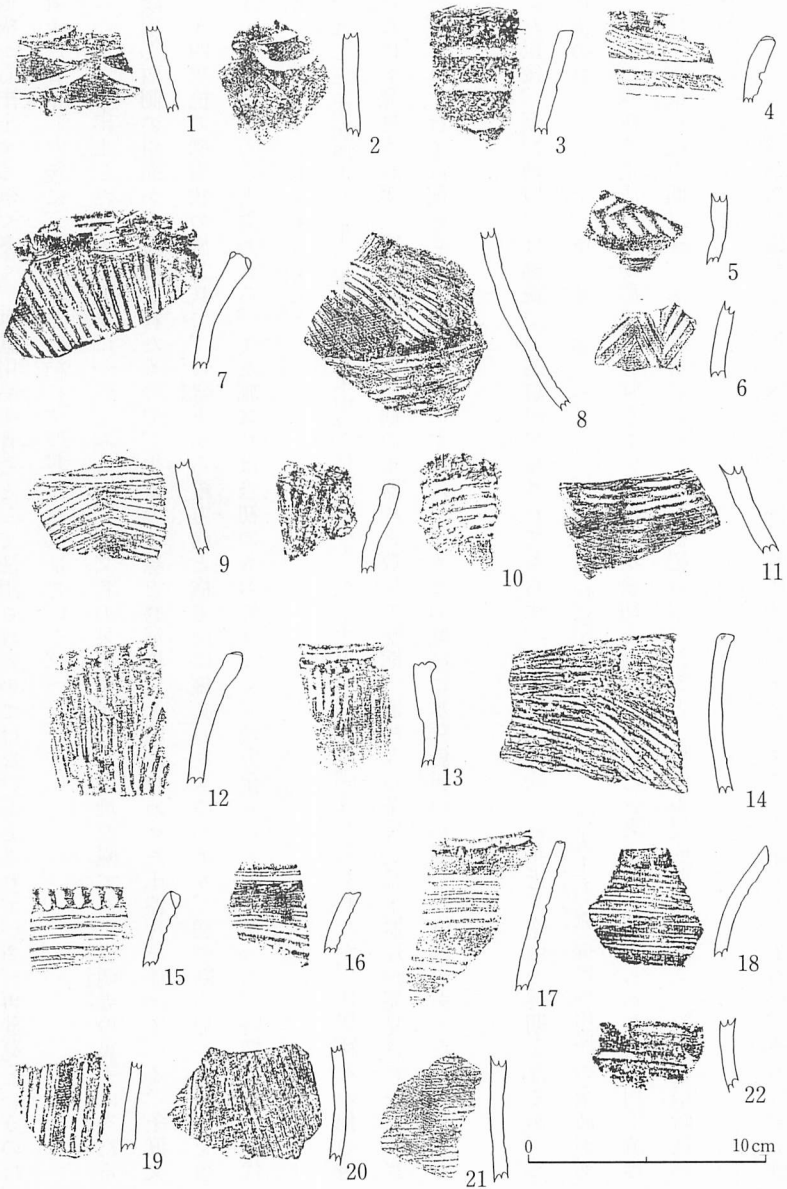
図表1-3は丸山I遺跡から発見された土器の拓本であるが、東海地方の弥生時代幕開けを示す条痕文系土器といわれるものであって、その意味では重要な位置を占めている。

条痕文系土器というのは、愛知県三河地方で発見された土器で、最初に出土した同県宝飯郡一宮町長山水神平遺跡の地名をとって水神平式土器ともいっている。形態は広口壺、甕、深鉢形をしたものがあって、土器の表面全体に、赤貝のようなギザギザのある貝殻の腹縁で横・縦・斜めの方向に条痕を施したものである。貝殻の腹縁で条痕を施した土器は、縄文時代の土器にもあるが、この水神平式土器の条痕は、土器面の整形だけでなく、文様手法のひとつとして施文されているところから注目され、以後、東海地方や中部内陸地方、北関東などで発見された、この種の土器を条痕文系土器といっている。

この土器は紀元前二世紀の頃、三河地方まで水稲農耕を主体とする文化が伝播したとき、この人々と交渉を持つようになつた縄文時代終わり頃の人々が作り出した土器で、水稲農耕文化と深い関係にあるものとしている。やがて、この条痕文系土器は東海道沿岸や天竜川流域をさかのぼって長野県から北関東や東北地方南部まで伝わり、条痕文も貝殻の施文具から荒い櫛歯状の施文具に移り変わっている。またこの土器は、縄文時代終末期の伝統を持つ磨消縄文土器と一緒に出土することが多い。この土器の分布は、その地域に水稲農耕を伝えていった人々の経路を示すものとして重要視されているが、まだ、その実態は明らかでない。またこの土器は再葬墓とい

第2節 旧石器・縄文・弥生時代の裾野

図表1-3 丸山I遺跡採集土器拓影



う遺構から出土する例が多く、供献用品や骨壺として使用されたのではないかとされている。再葬墓というのは、死者を白骨化した後に、骨を土器に納めて埋葬した墓址をいう。

この土器を出土した丸山I遺跡についてみると、公文名の泉川東岸の平坦地を隔てた、光明寺こうみょうじの裏手に当たる丘陵頂部西側の斜面から採集されたもので、少量の沈線と磨消縄文を組み合わせた土器片を伴っている。条痕文は三〜四単位の櫛歯状の施文具で、口縁こうえん下から縦方向と横方向に施文したものがあり、図の断面形から土器を復原すると甕であろうと思われる。また施文具は当初のものではなく、地方化したものであって、時期は弥生時代中期の前半のものとされている。

一九七三(昭和四十八)年、裾野市立東中学校建設のため、本遺跡の発掘調査が行われたが、住居跡その他の遺構はなにも発見されず、縄文時代早・前期の土器片と数片の晩期土器片及び条痕文系土器片が発見されたにすぎない。これだけでは何ともいえないが、いずれにしてもこの地域に水稻農耕の伝播した痕跡があったと認めてよからう。

これ以後、裾野地域では継続する遺跡が発見されておらず、弥生時代の約三百年近く空白の時期となるが、この理由のひとつとして、第一節で述べたように、縄文時代終末期から発生した大土石流だいにせきりゅう(御殿場泥流)の余波があり、とくに水田を造成し水稻農耕を経営していくには不適切な地域であったと考えられる。しかし黄瀬川下流地域では、弥生時代中期以降、水稻農耕が定着し、三世紀の頃になると、稲作も発展期をむかえ、次の古墳時代へと移行していくのである。

図表1-4は御宿宮原遺跡と富沢原遺跡出土の弥生時代後期の土器である。宮原出土の土器は、甕の口頸部くちねぶ破

第2節 旧石器・縄文・弥生時代の裾野

図表 1-4 宮原遺跡出土土器拓影

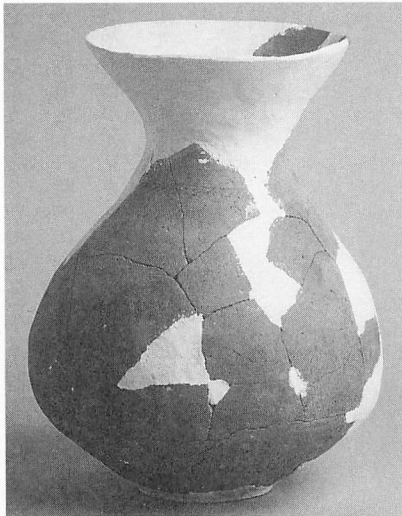
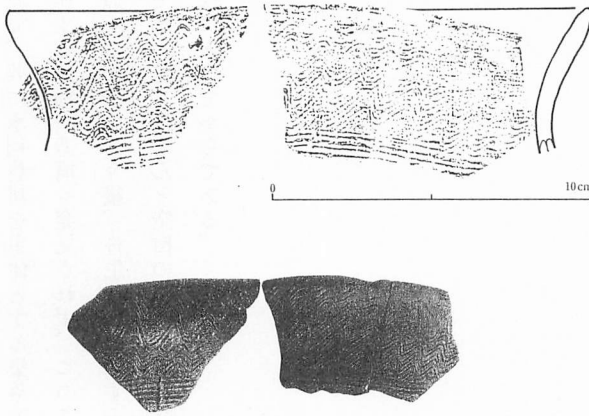


写真 1-3 富沢原遺跡出土弥生土器

片で、四単位の櫛歯状施文具で口縁下に左から右へ三段の波状文を描き、頸部に同じ施文具で右方向へ押しきをした廉状文<sup>れんじょうもん</sup>を施す。この文様の土器は、東海地方には類例が少なく、弥生時代中期後半から後期にかけて、中部内陸地域で多くみられる土器で、この地域と関連のあったことを示している。

写真 1-3 は富沢原遺跡出土の壺形土器<sup>つぼがた</sup>である。この土器の形と肩部に施文された、八単位前後の細かい目の櫛歯状施文具で押捺<sup>おさな</sup>した連続沈線文帯の特徴から、弥生時代終末期のものである。

宮原遺跡は富士山溶岩流が露出し、部分的に砂礫状の岩砕物が堆積しており、また原遺跡は、すぐ東側を流れる黄瀬川の形成した氾<sup>は</sup>

濫原<sup>え</sup>で、共に水稲農耕を主体とする集落の成立するようなどころではない。土器もそれぞれ単独の出土で、他に関連する遺物や遺構も発見されず、このことから両者とも一時的に搬入されたものであるうとすることができ。以上のように、今後、弥生時代に関する遺跡や遺物が発見されない限り、裾野地域の弥生時代は、その片鱗だけであって、ほとんど空白の時代であったとしてよいだろう。この地域が歴史のうえで明らかに becoming するのは、古代に入ってからである。

## 第二章 古代の駿河

### 第一節 スルガ国造とスルガ国

#### 国造制の成立 と采女の貢進

三世紀後半以降七世紀にかけて、日本列島各地には、小山のように巨大な墳丘を持つ墳墓、すなわち古墳が数多く築造された。この時期を古墳時代という。初期には弥生時代以来の地域的特色が顕著な首長墓を母胎として、はるかに巨大で、画一的内容をもち、前方後円形の墳丘を持つ古墳が西日本各地に出現する。それは西日本各地の有力首長層のあいだにルーズながらも政治的同盟関係が成立したことを示すもので、なかでもヤマトの古墳が卓越した規模をもっていることから、ヤマトを中心に同盟関係が形成されたと考えられる。西日本に成立した古墳はやがて、四世紀半ば以降、東日本各地にも広がっていった。しかし、五世紀後半以降になると埼玉県稻荷山古墳出土の鉄剣銘などに示されているように、当初におけるヤマトとの同盟関係は変化し、東国豪族たちはヤマト王権に服属し、地方支配組織に組み込まれつつあったことが知られる。以下では裾野周辺の古墳時代の様子を文献と考古学の成果から概観したい。

古墳時代における、裾野周辺の様子を示すほとんど唯一の文献史料は『先代旧事本紀』卷十「国造本紀」に収める「珠流河国造」の記載である(『市史』二二―二号)。

珠流河国造 志賀高穴穗朝世、物部連の祖大新川命の児片堅石命をもって、国造に定め賜る。



この記載によれば、スルガ(珠流河)国造は「志賀高穴穗朝世」すなわち成務天皇の時代に物部氏の一族である、大新川命の児、片堅石命が任命されたとある。『先代旧事本紀』は神代から推古天皇の時代までを編年体で記した歴史書で、序文には聖徳太子と蘇我馬子が編集したとするなど明らかな潤色も多く、全体の史料価値はそれほど高くないが、遅くとも九世紀中ごろには成立しており、とりわけ「国造本紀」は六世紀中葉から七世紀後半に実在した国造を記録しているとされる。おそらくスルガ国造も、七世紀後半以前に実在した物部連系の国造のひとつと考えられる。『先代旧事本紀』巻五「天孫本紀」には、「矢集連」と同族関係にあることが記載されており、『市史』二一(一)号、『和名抄』にみえる駿河郡「矢集郷」に矢集連氏が居住した可能性が指摘できる(『同』二一三九〜四一)号)。

「国造本紀」には、成務朝に最も多くの六三三国造が任命されたとされ、スルガ国造もそのひとつとされている。これは、すでに前代の景行朝にヤマトタケルの遠征によって「あめのした、したがわず」ということなし(普天率土、莫不三王臣)という状態になったが、人々が野心をあらためないので国郡に君長を置くという『日本書紀』編者の構想に対応するもので、史実性を認めることはできない。国造制の成立時期はクニの範囲の画定によりはじめて可能であることから、「穴人臣鴈を東海道に遣して、東の方の海に浜へる諸国の境を親しむ」とある崇峻朝における東国諸国の境界設定記事を重視するならば『景史』資4(四六号)、東国の国造は六世紀末以降に設定されたと考えられる。在地豪族とヤマト王権との関係はそれ以前にも存在したが、朝鮮半島への派兵と関連し、屯倉や部民の管理など在地豪族に対する統制は継体朝の磐井の乱以後、格段に強化されたのであり、国造制の実質はこれ以降に形成されることとなる。

駿河国造の領域は、「国造本紀」にみえる廬原国造・珠流河国造・伊豆国造の記載順(『市史』二二二号)と『延喜式』民部省の国郡表(『同』二一三六号)にみえる駿河国の廬原・富士・駿河郡、伊豆国の田方・那賀・賀茂郡という記載順とを比較するならばほほ明らかとなる。すなわち、西は富士川を境として廬原国造の領域と接し、律令制下の富士・駿河郡を中心とする地域で、東については天武朝以前には後の伊豆国もその影響下におさめられたと推定される。ただし、国造の支配は律令制下の郡に比較するならば、人間集団の把握に重点をおくもので、当初は道路を中心とした区分で、明確な領域は存在しなかった。

国造領域内には、部民や県・屯倉などが設定され、伴造を介して支配が行われた。国造の職掌は、一般に①舍人・鞭負・采女として一族の奉仕、②馬・兵器の供出、③特産物の貢納、④部民や屯倉の管理、⑤行幸時の供給、⑥軍役負担などがあげられる。

舍人や采女として一族の奉仕については、七九一(延暦十年)に駿河郡大領金刺舍人広名を駿河国造に任命したとあり(『同』二一七号)、金刺宮を居宮とする欽明天皇に奉仕していたことが推定される。また平城京二条大路出土木簡によれば、駿河郡古家郷内に金刺舍人と金刺舍人部の氏姓が並存してみえる(『同』二一木簡二六、二七号)。これらの記載から金刺舍人―金刺舍人部の体制による中央の宮への舍人の奉仕が想定される。国造制を前提に、主として東国の国造の子弟を貢上させ、大王の王宮に奉仕させるものである。つまり、国造の子弟を舍人とし(某舍人)、舍人を出した国造配下の人民からその生活の資を国造を介して提供させる(某舍人部)という奉仕―貢納の体制である。後述するように七世紀後半になると特定の王宮名を付さない若舍人―若舍人部も併設されたと考えられる。



写真1-4 「駿河所」墨書土器  
(奈良国立文化財研究所所蔵)

し、「駿河采女」も駿河国駿河郡出身の采女と解され、当郡から采女の貢進が大化前代から恒常的に行われていたらしい。平城宮出土の墨書土器に「駿河所」とあるのも、采女貢進と関係すると考えられる(『同』二一「墨書土器一号」)。

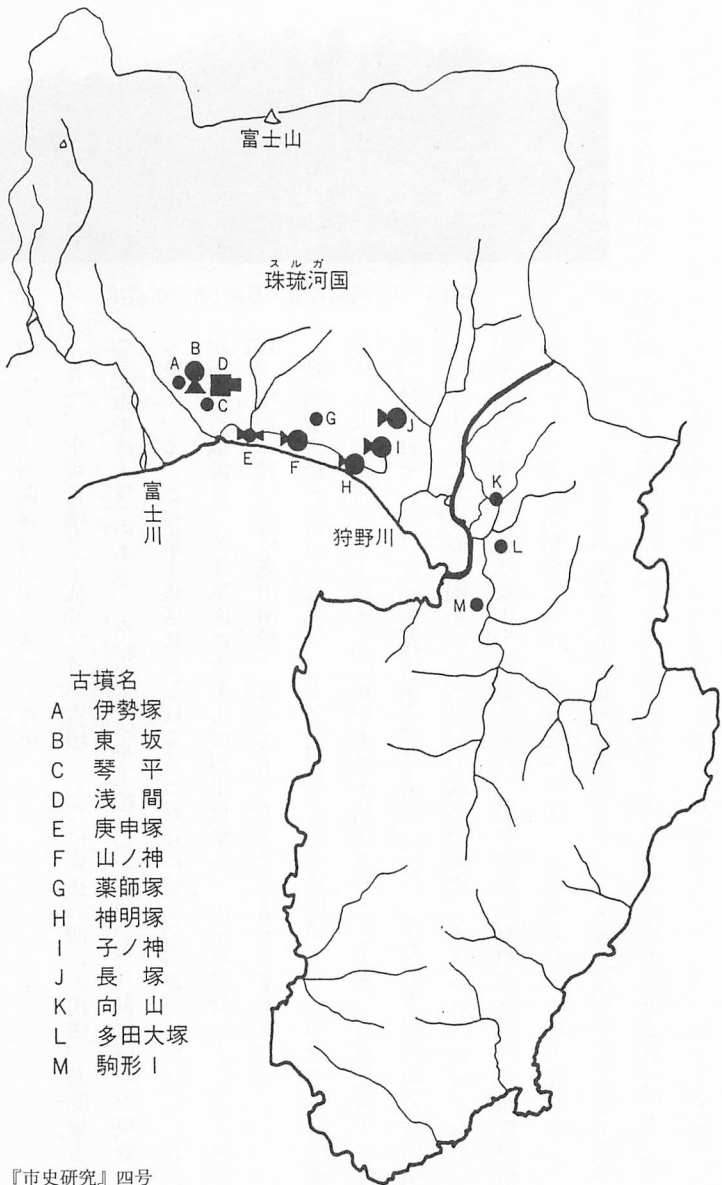
**巨大古墳** 静岡県東部地域の古墳は富士川の東岸から箱根山麓にかけて分布するが、その中心は愛鷹山南麓で、**の築造** 大きくは富士地区と沼津地区のふたつに分かれる。

大型古墳が出現するのは、富士地区である。全長六〇以上の前方後円墳、東坂古墳(富士市比奈)と全長一〇三以上の前方後方墳、浅間古墳(富士市須津増川・国史跡)がある。前者は粘土床から出土した内行花文鏡・四獣鏡の編年により四世紀末から五世紀初めに築造されたと推定される。後者は、従来前方後円墳とされていたが、後に前方後方墳と確認された。全国的には前方後方墳が前方後円墳に先行する傾向があり、東坂古墳より先行する可能性

采女については『万葉集』に駿河采女の歌が二首みえる(『市史』二一三、一四号)。この「駿河采女」は駿河国出身の采女であろうとされるが、采女が国名で呼ばれるのは、律令制成立以前か、降って律令制解体期かそのいずれかであって、律令制盛期においては、国郡名か或いは国名を省略して郡名をもって称するという基本原則が存在

第1節 スルガ国造とスルガ国

図表1-5 スルガ国大型古墳分布図



『市史研究』四号

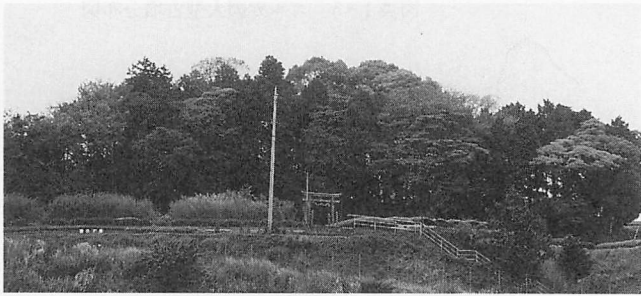


写真1-5 浅間古墳の景観(富士市須津)

も指摘されている。しかし、未調査で、年代決定は墳形以外に決め手がないうで、その後関係は決定できていない。

また、東坂古墳と年代的に近い古墳としては直径二四呎の円墳、薬師塚古墳(富士市船津・境)がある。木棺粘土床や玉類の副葬品から五世紀前半の築造とされている。以後富士地区にはしばらくこれらに続く前方後円墳はなく、五世紀中ごろ以降は、沼津地区に大型古墳が出現する。田子の浦砂丘上にまず神明塚古墳が、続いて愛鷹山南麓に長塚古墳・子ノ神古墳が出現する。

神明塚古墳(沼津市松長)は、全長五四呎の前方後円墳で、古墳の中央部で確認された粘土帯を粘土槨とし、箱形木棺が利用されたと考え、五世紀後半に位置づけられている。次の長塚古墳(沼津市東沢田)は、全長五五呎の前方後円墳で、出土した須恵器の編年から六世紀の初めの築造と考えられている。なお、出土した十数個の板状安山岩の破片から、組合せ箱形石棺であった可能性が指摘されている。木棺から石棺への変化が神明塚古墳から長塚古墳の間で起こっており、この点からも築造の順番が推定できる。子ノ神古墳(沼津市西沢田)は、全長四八呎の前方後円墳で、未発掘ではあるが長塚に次ぐものとして築造年代は六世紀中ごろとされている。以後沼津地区には大型古墳は築造されず、再びその中心は富士地区に移動し、伊勢塚・琴平・庚申塚・山ノ神などの古墳が築造される。

第1節 スルガ国造とスルガ国

図表1-6 静岡県東部地域の大型古墳表

駿河地域

古墳名	所在地	墳形	全長	築造時期
東 坂 浅 間 藁 師 塚	富士市比奈	前方後円墳	60 m	4c 末～5c 前
	富士市須津増川	前方後方墳	103 m	5c 前～中
	富士市船津	円墳	24 m	5c 中
神 塚 明 塚 長 塚 子 ノ 神	沼津市松長	前方後円墳	54 m	5c 後～6c 前
	沼津市東沢田	前方後円墳	55 m	6c
	沼津市西沢田	前方後円墳	48 m	6c 中
伊 塚 勢 平 琴 塚 庚 申 山 ノ 神	富士市伝法	円墳	50 m	6c 中～後
	富士市中里大塚	円墳	31 m	6c 後
	富士市東柏原新田	双方中方墳	40 m	6c 後
	富士市東柏原新田	前方後円墳	42 m	7c 前

伊豆地域

向 山	三島市北沢	円墳	22 m	5c
多田大塚 4	韭山町多田	円墳	22 m	5c 後半
駒形 1	伊豆長岡町小坂	円墳	27 m	6c
塚 畑	伊東市新井	円墳	18 m	7c 前

(『県史』資2)

築造年代がほぼ推定できるのは前方後円墳である山ノ神古墳(富士市東柏原新田、全長四二メートル)で、人物埴輪や円筒埴輪、須恵器などが出土することから七世紀前半と推定される。この山ノ神古墳の西百五〇メートルの位置には双方中方墳という特異な墳形を持つ庚申塚古墳(富士市東柏原新田、全長四〇メートル)がある。同一古墳群として連続して築造されたとすれば、山ノ神古墳築造の前後に位置づけられ、「稚贄屯倉」との関連を想定し、六世紀後半とする考えがある。

その他の有力古墳としては、円墳の伊勢塚古墳(富士市伝法、全長五四メートル)・琴平古墳(富士市中里、全長三二メートル)があるが、いずれも未発掘で築造年代は確定していない。ここでは、六世紀の中葉から後半頃の古墳とする説に従っておきたい。

以上述べてきた各古墳の編年をまとめるならば図表1-6のようになる。有力首長墓の変遷は、富士地区が四世紀末から五世紀中ごろ、六世紀中葉から七世紀前半というふたつ時期に分割され、その間に沼津地区が優勢な五世紀末か

ら六世紀中葉の時期が存在する。こうした古墳群の変化は文献の記述と対応させることができる。

まず、富士地区において四世紀末から五世紀中ごろに有力古墳が出現することについては、後に富士郡の郡司職を世襲する和邇部臣氏の存在が注目される(『泉史』資4―系図三)。中央のワニ(和珥・和爾)氏については、奈良盆地の東北部を本拠とする豪族で、初期ヤマト王権の国土統一過程で大きな役割を果たし、その功績により応神朝以降七人の大王に九人の妃を出したとされる。ワニ部の分布は、畿内近国を中心とし、東海道はほぼ甲斐・伊豆までで、関東地域に及んでいないことが注目され、初期の国土統一との関係が推定される。駿河国のワニ部はほぼ東限に位置していたことになる。また、ワニ氏から春日氏への改姓が欽明朝頃であることは、中央のワニ氏と富士地区における和邇部臣との関係がこれより以前に形成された可能性を示している。

次に、沼津地区において五世紀末から六世紀中葉の時期に古墳が優越することは、駿河郡の郡領氏族である金刺舎人との関係が考えられる。すなわち、中央ではワニ氏にかわって蘇我氏の勢力が決定的となり、富士地区の和邇部臣氏に代わって有力化した沼津地区の豪族が、欽明(在位五三一―五七〇)の宮である金刺宮に仕える舎人として奉仕を開始した時期に重ねて考えることができる。

そして、その後再び六世紀中葉から七世紀前半にかけて富士地区に有力古墳が築造されるのであるが、これは推古朝(在位五九二―六二八)頃に設定された稚贖屯倉(富士川の下流域に比定)や壬生部の管理者として台頭した壬生直氏の存在が対応する。また、六世紀の中ごろ以降、狩野川流域、黄瀬川流域の平地部や、愛鷹山南麓には多数の横穴式石室を持つ群集墳がつくられる。六世紀後半から七世紀の初めがその最盛期であるが、壬生部を中心とする部民設定と対応するものであろう。



ちなみに、裾野市内に所在したいくつかの小古墳、たとえば茶畑字中丸の中丸・三ツ石古墳や深良字原の上丹古墳などは、珠流河国造の支配に属した中小首長の墓であったと推定される(『市史』一)。

以上のように駿河国造領域内における有力首長墓の変遷を整理し、国造と古墳との関係を考察するならば、国造領域内部においても勢力の交替が存在したらしく、現在の富士市と沼津市を中心にふたつの勢力が存在した。具体的には、のちに富士郡・駿河郡の有力氏族となる和邇部臣・金刺舎人・壬生直氏らの台頭時期と密接な関係を有することが確認される(仁藤敦史「スルガ国造とスルガ国」『市史研究』四号)。

#### 稚贄屯倉と部民の設定

スルガ国造の支配領域にはヤマト王権の経済的基盤として屯倉や多くの部民が設定された(仁藤敦史「駿河郡周辺の古代氏族」『市史研究』十号)。

屯倉制は部民制とともに令制前における重要な在地支配の制度である。屯倉は、支配の拠点としての宅(ヤケ)を中心として、收穫物を納める倉(クラ)と屯田(ミタ)が付属するのが基本である。『日本書紀』では安閑天皇の頃に屯倉の大量設置記事を載せるが、その最後にスルガ国造の支配領域に設定された駿河国稚贄屯倉がみえる(『市史』二―三号)。この屯倉は、富士川下流の河口付近に比定され、「稚贄」の名称からすれば、大王に対する大贄(おおにえ)に対して、王子(わか)へ貢納物(贄)を献上するために設定されたと考えられる。おそらくは、奈良時代に駿河国や伊豆国の特産物となる荒堅魚(あらかつお)などがこの屯倉を経由して中央に貢納されたことが想定される。この屯倉は、壬生部・若舎人とともに厩戸皇子(うすまやと)の上宮王家(じょうぐうおうけ)と関係が深く、皇子らのために堅魚などの贄を貢進する目的で設定されたらしい。

一方、部民制は、律令制以前にヤマト王権が採用した豪族を介しての民衆支配制度で、生産物の貢納や労役奉



図表1-7 駿河郡内の部民一覧表

氏 姓	身 分	出 典・備 考
珠流河国造 金 刺 舍 人	駿河国造 物部連系	『先代旧事本紀』巻5・10
	駿河郡主政 無位 祖父万呂	天平10年度「駿河国正税帳」
	駿河郡少領 正六位下 足人 子松郷専当使	『平城宮木簡概報』19-21頁 天平宝字2年
	駿河郡大領 正六位上→駿河国造 広名	『統日本紀』延暦10年4月戊申条
	駿河郡大領 金刺舍人道万呂 (富士郡擬大領国雄の姉が妻)	「富士大宮司(和邇部臣)系図」
金刺舍人部	駿河郡古家郷猪津里戸 勝麻呂 調鹿堅魚	『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月
	駿河郡古家郷猪津里戸主・戸口 調荒堅魚	『藤原宮木簡概報』6-7頁 『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月
壬 生 直	駿河郡小領 外従八位下	天平9年度「駿河国正税帳」 『大日古』2-73頁
(生 部 直)	駿河郡大領 外正六位上 壬生直と同一人	『平城宮木簡概報』4-19頁 『木簡研究』9-118頁 天平宝字4年10月
生 部 若 舍 人 郡	駿河国防人助丁 郡名不明	『万葉集』巻20-4338 番歌
	駿河郡柏原郷小林里戸主 調荒堅魚 2点	『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月
春 日 部	駿河郡古家郷戸主	『平城宮木簡概報』4-19頁 『木簡研究』9-118頁 天平宝字4年10月
	駿河郡古家里戸主	平城宮第281次調査出土木簡
	駿河郡古家郷井辺里戸	『平城宮木簡概報』24-24頁 天平7年10月
	駿河郡宇良郷戸	『平城宮木簡概報』29-32頁 天平7年10月
	駿河郡宇良郷戸主・戸口 調荒堅魚	『平城宮木簡概報』31-25頁 天平10年9月
	駿河郡宇良郷浦里戸主・戸口 調堅魚	『宮町遺跡出土木簡概報』1-13頁 天平13年10月
	駿河郡宇良郷菅浦里戸主 調堅魚	『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月
	駿河郡良郷菅浦里戸主 調堅魚	『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月
	駿河国防人春日部麿	『万葉集』巻20-4345 番歌
	「和名抄」駿河郡玉造郷	現沼津市下香貫に「玉造神社」 田方郡の式内社「玉造水神社」
玉 作 部	駿河評柏原里玉作部	『平城宮木簡概報』4-19頁 『藤原宮木簡概報』2-12頁

第1節 スルガ国造とスルガ国

氏 姓	身 分	出 典・備 考
	駿河郡柏原郷小林里戸主 調荒堅魚	『藤原宮本簡』1-211号 『平城宮本簡概報』22-23頁 天平7年10月
	駿河郡柏原郷浮嶋里戸主・戸口 調荒堅魚	『平城宮本簡概報』31-25頁 天平7年10月
	玉作郷戸主玉作 外従五位玉作金弓→駿河員外介	『平城宮本簡』2-1956号 『続日本紀』神護景雲2年6月 戊戌条
	駿河郡防人玉作部広目	『万葉集』卷20-4343番歌
矢 田 部	駿河郡宇良郷菅浦里戸主 調堅魚	『平城宮本簡概報』22-24頁 天平7年10月
矢 集 部	「和名抄」駿河郡矢集郷	
弓 削 部	駿河郡宇良郷榎浦里戸主 調堅魚	『平城宮本簡概報』22-23頁 天平7年10月
大 伴 部	駿河郡柏原郷小林里戸主 調荒堅魚	『平城宮本簡概報』22-23頁 天平7年10月
穴 人 部	「和名抄」駿河郡穴人郷	天平10年度「駿河国正税帳」に 匠丁穴人部
丈 部	駿河郡古家郷川津里戸主 調荒堅魚	『平城宮本簡概報』22-24頁 天平7年10月
丸 子 部	駿河郡式内社「丸子神社」	
三 枝 部	駿河郡柏原郷?	『三新田遺跡』一八七頁 墨書土器「三枝□□」「三」
津 守 部	駿河郡子松郷 龜堅魚	『平城宮本簡概報』19-21頁 天平宝字2年
車 以 部 (車 持 部)	駿河郡古家郷井辺里戸主 調荒堅魚	『平城宮本簡概報』22-24頁 天平7年10月

『市史研究』十号

仕を行う人々に対してそれぞれ固有の「部」という名称を付したことにちなむ。部民制が発達すると、白髪部のように王族の養育・生活や舍人・膳夫などの出仕の費用に充てるため、特別な技能により仕えるのではなく、名代・子代と称され、地方豪族を通じて一般農民を組織した部民も置かれるようになった。さらに五世紀後半以降、名代・子代の設定に対応して、金刺舍人・他田舍人など固有の宮号を冠し、有力豪族の子弟から選ばれ王宮に近侍する宮号舍人も置かれた。やがて推古朝頃には、これまでの名代・子代を統合し、蘇我系の有力な皇子や妃のために壬生

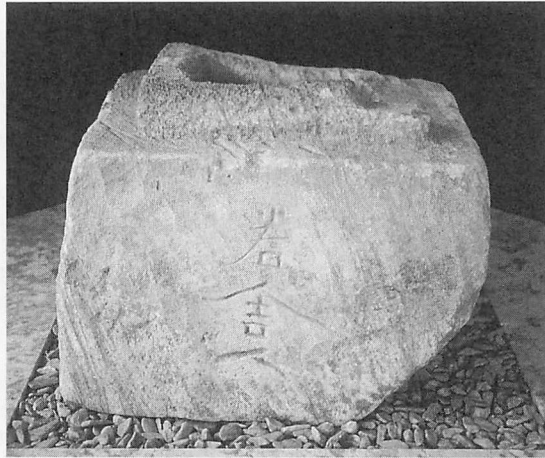


写真1-6 若舎人銘石櫃(伊豆長岡町教育委員会所蔵)

部や私部（きさいべ）が設定され、壬生部を母胎として若舎人（わかしゃにん）が皇子宮（みこのみや）に出仕するようになった。

駿河郡内に居住した氏族名としては金刺舎人部・若舎人部・壬生部・春日部・宍人部・玉作（たまづくり）部・彦部・矢集部・津守部（つもり）・（膳（かじり）大伴部・矢田部・丈部（はせうか）・車持部などが確認されており、いずれも部名が付されている。吉備（きび）・毛野（けの）・出雲（いずも）などの地域と比較するならば、当地域はヤマト王権に対して従属度の高い地域であったと考えられる。

駿河郡に比較的多く分布するのは春日部と玉造部である。春日部は駿河郡宇羅（うら）（良郷および古家郷に居住し、駿河国出身の防人（さきもり）にもその氏族名がみえる。春日氏はワニ氏の同族と伝承される。春日の氏名については、『新撰姓氏録』左京皇別下（さきやうこうべつげ）に、仁徳天皇が糟垣臣（かすがのおお）と名づけたと説明するが、実際は、後の大和国添（そう）上郡春日郷（奈良県奈良市春日野町付近）付近の地名にちなむ。和珥氏はもともと現奈良県天理市和邇（てんり）の地を本拠としたが、やがて少し北方の春日地方を本拠とし、その結果欽明朝ごろ春日氏に改姓し、その後は大宅（おほやけ）・柿本（かきもと）・櫛井（くしい）や粟田（あわた）・小野（おの）の諸氏が次第に独立化していくとされる。春日部は伝承によれば宣化天皇（せんか）の後春日山田皇女（かすがのやまだ）の御名代（みなしろ）とされるが、同氏出身の后妃が多くいることから、その部曲とする説もある。駿河郡周辺では、田方

那有<sup>うさ</sup>雉<sup>き</sup>郷<sup>たが</sup>田<sup>が</sup>我<sup>が</sup>里<sup>が</sup>に「春日(部)」が確認され、同族の和珥氏については、富士郡と伊豆国那賀郡に居住が確認される。富士郡の和邇部臣は、「富士大宮司(和邇部臣)系図」によれば『泉史』資4(系図三号)、孝昭天皇の子孫を称し、郡司として七九五(延暦十四)年に豊磨<sup>とよまろ</sup>が大領<sup>たいりょう</sup>となつて以後、代々郡領を世襲している。八〇一(延暦二十)年には前年の富士山の噴火にかかわつて、浅間大神祭祀を掌握したともある。

次に、玉造部は駿河郡玉造郷を本拠にしたと推定され、柏原郷にも居住する。勾玉<sup>まがたま</sup>・管玉<sup>くだたま</sup>・平玉<sup>ひらたま</sup>など玉類<sup>たまがら</sup>を制作<sup>せいぞう</sup>貢納<sup>こうなつ</sup>した品部<sup>しなべ</sup>とされる。神代のこととして玉造部の遠祖豊玉<sup>とよたま</sup>に玉を造らせたという伝承や、垂仁朝<sup>すいじん</sup>のこととして玉作部<sup>たまづくり</sup>・楯部<sup>たて</sup>・倭文部<sup>しずり</sup>などの十箇品部<sup>じゅうかんとく</sup>を五十瓊敷<sup>いにしき</sup>敷皇子<sup>しきみ</sup>に賜<sup>たまは</sup>つたとの記載がある。なお、玉作の人を垂仁天皇が憎み、その地を奪つたため、農地を持たない玉作という諺<sup>ことわざ</sup>が生まれたとの伝承と、六世紀前半以降玉作の遺跡が全国的に消滅することを関係させる説がある。六世紀以降を部民制の充実・整備される時期とするならば、地方の玉作りをヤマト王権が一元的に掌握した段階で、自由な在地における玉作りを認めず、祭祀<sup>さいし</sup>への奉仕<sup>ほうし</sup>や中央の玉作りに奉仕する農民として玉造部を新たに設定したものであろう。

玉造部の祭祀への関与については、まず『倭名抄』<sup>わみよしやう</sup>にみえる駿河郡玉造郷の有力な比定地である、現沼津市下香貫<sup>かぬき</sup>には「玉造神社」があり、また近接する伊豆国田方郡の式内社<sup>しきないしゃ</sup>にも「玉造水神社」<sup>たまづくりのみや</sup>(清水町玉川<sup>しみず</sup>か)がみえ、玉造部と祭祀との関係が指摘できる。さらに、『日本書紀』の伝承に、玉作部の遠祖と並んで、鏡作部<sup>かがみくりべ</sup>や忌部<sup>いんべ</sup>の遠祖<sup>そ</sup>の名前が記されていたことを考慮するならば、玉作部と鏡作部や忌部とは祭祀的に密接な関係があったと推定される。これに対応するかのようには、『倭名抄』には近接地に田方郡鏡作郷<sup>かがみくりべ</sup>がみえ(三島市北田町<sup>みやま</sup>あるいは松本付<sup>まつもと</sup>近)、  
『新抄格勅符抄』<sup>しんしやうきやくむつしやう</sup>の大同元年牒には「鏡作神大和二戸、伊豆十六戸」とあり、鏡作神社の神戸も存在した。さらに、

神津島には伊豆国賀茂郡三島郷の式内社として「阿波神社」や「物忌奈命神社」があり、「阿波」や「物忌」の神名から忌部氏の居住が推定できる。

矢田部・弓削部・矢集部は、いずれも物部系の氏族であると考えられる。矢田部は、駿河郡宇良郷に居住する。『古事記』仁徳段に、八田若郎女(矢田皇女)の名代部と伝え、物部系の氏族であった。矢田部氏は伊豆国に広く分布し、田方郡有雑・久寝郷、賀茂郡賀茂・川津・築間・色日郷、那賀郡那賀・石火・射鷲・都比・入間郷に居住が確認される。

弓削部も矢田部と同じく、宇良郷に分布する。弓の制作(弓削)に当たる部民とされ、弓を武器とする靉負集団でもあった。系譜はいくつかに分かれるが、物部守屋大連が弓削連を称したように、物部系がその中心であったと考えられる。軍事氏族たる物部氏の支配下にあったと推定される。

矢集部は駿河郡矢集郷を本拠とした氏族で、先述したようにスルガ国造と矢集連は同じく物部系であった。

以上によれば、矢田部・弓削部・矢集部の三氏は駿河郡内において物部氏系のスルガ国造を中心に、その配下に設定された部民であったことが想定される。ちなみに、伊豆国那賀郡にみえる宇遅部も物部系氏族で伊香色雄命の後裔を称する。

(膳)大伴部・穴人部および丈部は大彦命の後裔氏族である。駿河郡柏原郷には大伴部が居住する。『高橋氏文』や『日本書紀』の説話によれば、膳臣の祖磐鹿六鴈の功業として白蛤とともに堅魚を料理したことが伝えられ、その功績として大伴部が与えられており、膳臣による堅魚製品の貢納への関与が推定される。おそらく、当地で堅魚を貢納している大伴部も膳大伴部と推定される。さらに、近接する田方郡の式内社に「高橋神社」(三島市松

本)があることから膳(高橋)氏の居住が推定される。また、粒選りな堅魚を貢進した近接する田方郡棄姜郷(沼津市西浦木負付近)には「大伴部」が多く分布し、木簡の実例では五点ほどが確認される。とりわけ、他郷にはみられない「一斤十五兩」という小分けされた記載がなされた木簡の全六例中四例が「大伴部」であることは無視できない。加えて、最近出土した平城宮跡出土木簡に伊豆国那賀郡の専当郡司として「擬領外正七位上膳臣山守」と墨書したものがあり、田方郡に隣接する那賀郡に郡司クラスの豪族として膳臣氏が居住したことも確認される。

以上によれば、駿河郡周辺では、令制前において膳臣―膳大伴部の関係による粒選りな荒堅魚貢進が行われていたことが想定できる。

『和名抄』にみえる駿河郡穴人郷の郷名によれば、当地に穴人部が居住したことが推定され、「駿河国正税帳」にも「匠丁穴人部身麻呂」の名が見える『県史』資4―二〇三号)。穴人部は鳥獣の肉を調理する部民とされ、膳大伴部とは同族関係にある。『日本書紀』によれば、膳臣長野を穴人部に任じたという伝承があるように、膳夫の組織の拡充にともない、鳥獣など食肉の調理を担当する膳部が穴人部として独立し、膳臣の一族がその総領的な伴造となったことを示している。

ちなみに、伊豆国那賀郡に居住する若桜部も『日本書紀』履中三年十一月癸辛未条に膳臣余磯が天皇の食膳に奉仕していたときの出来事にちなんで、「稚桜部臣」に改姓したとの伝承がある。

## 第二節 国郡制の成立と調庸の貢進

国郡制の成  
立と駿河郡

六八〇(天武九)年に伊豆国が駿河国より二評(田方評と賀茂評)を割いて分立する。さらに、藤原京の段階には「駿河評」の存在を示す木簡は存在するが『市史』二(木簡二号)、「富士評」の存在はまだ確認されていない。奈良時代になると国造領域は富士地域と沼津地域の二大勢力により分割され、それぞれ富士郡と駿河郡となる。裾野地域はそのうち後者の駿河郡に属することとなる。

駿河郡は、律令制度によれば、全国を大きく八つのブロックに分けた地方行政区画(畿内と七道)のうち、東海道に属する。道とは諸国の国府を結ぶ同一名称の官道を中心に区分された行政区画のことである。東海道諸国のうち、駿河郡は駿河国に属する。律令制下の駿河国は、廬原国造と珠流河国造の支配領域を併合再編したもので、七つの郡から構成された『同』二(三七号)。その東端に駿河郡は位置し、郡境は北の甲斐国、東の相模国との国境としても機能した。諸国の国衙には都から国司が派遣され、諸郡の役人である郡司を統率した。郡司には現地の有力豪族が任命され、その定員は郡の規模によって異なるが、一一郷から構成された駿河郡は戸令定郡条によれば、大上中下小の五等級のうち三番目の中郡に位置づけられ、職員令中郡条によれば大領一人・少領一人・主政一人・主帳一人の合計四人から構成されることになっていた。当郡の郡司には国造以来の伝統的氏族である金刺舎人氏と壬生直氏が任命された。七三七(天平九年)の「駿河国正税帳」には、郡司少領外従八位上として壬生直信陀理、主政無位として金刺舎人祖父万侶の名がみえ『同』二(七号)、七九一(延暦一〇)年には、大領

第2節 国郡制の成立と調庸の貢進

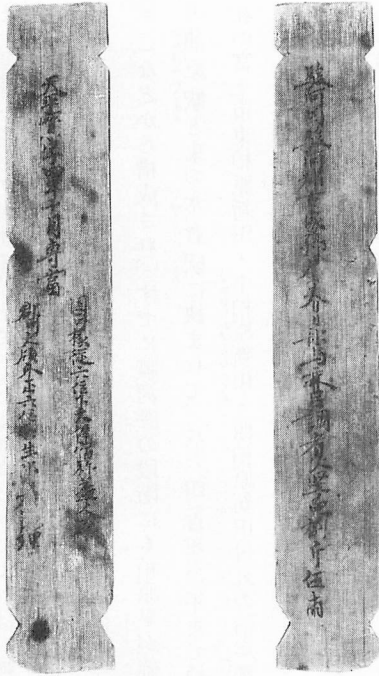


写真1-7 天平宝字4年平城宮木簡(奈良  
 国立文化財研究所所蔵、提  
 供 静岡県立中央図書館歴  
 史文化情報センター)

正六位上金刺舎人広名を国造に任じたとある『同』二一七号)。また、七五八(天平宝字二二年と七六〇(天平宝字四年)の年紀を有する平城宮出土木簡には、鯉製品かづおの付札に専当郡司として少領正六位下金刺舎人足人、大領外正六位上生部信陀理みぶべの名が見える『同』二一木簡五、六号)。このうち、正税帳と木簡にみえる壬生直信陀理は同一人物で、約二十年の間に少領外従八位上から大領外正六位上に昇任したものと考えられる。このように、金刺舎人氏と壬生直氏の両氏が在地では大きな勢力を有していた。郡の役所である郡家ぐんけの位置は、郡名と同じ地名を付す駿河郷の比定地でもあり、日吉庵寺ひよしはしのある沼津市大岡日吉付近が有力視されてきたが、考古学的な遺構・遺物いぶつは発見されていない。郡家の主要な施設は、田租などを収納する正倉せいそう、郡の執務や儀礼の施設である郡庁、宿泊施設である館たち、給食を担当する厨くちやなどから構成された。郡家の職員には大領などの正員以外に雑員として百名前

後の下級職員がおり、文書作成  
 や徴税、給食、駅馬えきばなどの職掌  
 を分担した。

駿河郡の郷里 律令制が裾野

地域にも施行  
 されると、当地に居住する人々  
 は駿河郡のいづれかの里さとに属す  
 ることとなった。里は五〇戸か  
 ら編成され、里長りちやうを各一人設置



し、軍事・徴税の基本単位とされた。『和名抄』によれば、駿河郡は柏原・矢集・子松・古家・玉造・横走・駿河・山崎・宍人・永倉・宇良の一一郷から構成されていた(『市史』二一三九〜四一〇)。

まず柏原郷は、奈良時代前半の郷里制下では小林里(『同』二一木簡一六〜一九号)と浮嶋里(『平城宮出土木簡概報』三二)などから構成され、すでに駿河評の段階にも柏原里が確認される(『市史』二一木簡一六〜一九号)。なお、西の蒲原(『同』二一木簡一六〜一九号)と東の永倉(『同』二一木簡一六〜一九号)に挟まれて、八六四(貞観六)年まで柏原郷が存在した(『同』二一九号)。比定地は、現在の富士市東柏原新田・中柏原新田・西柏原新田付近の沿岸部に想定され、浮嶋里の存在から浮島沼のある北方にも広がっていたことが確認される。

矢集郷については、現在の小山町付近あるいは裾野市平松・茶畑付近に比定する説があるが、郷の空白区域である以上の積極的根拠はない。スルガ国造と同族であることや『和名抄』における郷の記載順を重視すれば、郡家の比較的近くで、柏原郷の東に接する愛鷹山南麓とも考えられる。

子松郷は、これまで内陸部の御殿場市御殿場付近に比定されていたが、明瞭な根拠はなく(『神風抄』の小松御厨は遠江国に所在)、むしろ平城宮出土の堅魚付札木簡に「駿河郡子松郷」がみえ(『市史』二一木簡五号)、津守部が居住するところから、駿河湾の沿岸部に比定するのが妥当と考えられる。

古家郷は、富士郡にも同名郷があるところから、両者を二分したと考えて富士郡との郡界に比定する説がある。しかし、語義は古い豪族居館や旧郡家などを意味するとすれば、富士郡の同郷と必ずしも近接している必要はない。奈良時代前半の郷里制下では井辺里(『同』二一木簡二五、二八号)、猪津里(『同』二一木簡二六、二七号)、川津里(『同』二一木簡二四号)により構成されている。堅魚の貢進をしているところから沿岸部の可能性が高く、井辺里

第2節 国郡制の成立と調庸の貢進

図表1-8 駿河郡郷里比定表

駿河郡内郷里の比定地	
柏原	富士市東柏原新田・中柏原新田・西柏原新田 延喜式「柏原駅」 ？
小林	？
浮嶋	富士市浮島沼
矢集	裾野市内？（泉・小泉、旧裾野地区）
子松	沼津市沿岸部？
古家	沼津市西辺 ←富士郡内にも同名郷あり
猪津	？
川津	沼津市船津または狩野川河口付近
井辺	沼津市井出付近
玉造(作)	沼津市上香貫・下香貫 御幸町遺跡出土「玉」墨書土器
横走	御殿場市新橋？
駿河	沼津市大岡付近
山崎	沼津市西沢田小字山崎付近
穴人	内陸部
永倉	長泉町元長窪・上下長窪 延喜式「永倉駅」
宇良(羅)	沼津市江ノ浦湾一帯
榎浦	沼津市江浦付近
菅浦	沼津市志下

の地名からすれば現沼津市井出<sup>い</sup>付近、川津の地名からすれば、浮島沼の内陸河川流域<sup>かま</sup>（船津付近か）あるいは狩野川河口付近が有力視される。

玉造(作)郷は、七六〇(天平宝字四)年の年紀を有する平城宮出土木簡に「駿河郡玉作郷」がみえ、『同』二一木簡七号)、上香貫<sup>かみかぬき</sup>に含まれる御幸町遺跡<sup>みやゆき</sup>出土の墨書土器に「玉<sup>たま</sup>」の字が記されていることなどから沼津市上香貫・下香貫付近に比定される。なお、田方郡の式内社に「玉作水神社」がみえ同所に比定する説が有力だが、後述するようにさらに南方に駿河郡は広がるので、当地に比定はできない。なお、神社は現清水町玉川付近に比定される。

横走郷は、横走駅『同』二一二九、三七号)や横走関『同』二一四二、四三、四五、五四号)に近接すると考えられるが、甲斐路との分岐点を重視すれば南に位置し、足柄越えを重視すれば北に位置する可能性が高くなるので、小山町から裾野市までの間に比定する諸説がある。ここでは、甲斐路との分岐(永原追分)および集落の可能性(中田遺跡)、馬関連地名(馬見塚・馬場)などを

重視し、現在の御殿場市南部の新橋にいばし付近に比定しておきたい。

駿河郷は、郡家の所在郷と推定され、日吉廢寺のある現沼津市大岡日吉付近が有力視されている。平城京の二条大路出土木簡には、駿河郷が「天平九年十月」に存在したことを示すものがある（『平城宮出土木簡概報』三一）。

山崎郷は、その地名や現在の沼津市西沢田に小字山崎があるところから、愛鷹山東部山麓付近に比定される。

穴人郷は、地名の一致から沼津市獅子浜ししはま付近が有力視されてきたが、獣肉の調理に関係する穴人の職掌、および堅魚貢進木簡に郷名がこれまでのところみえないことから、海岸部ではなく内陸部に比定することが可能である。

永倉郷は、永蔵（長倉）駅『市史』二・二六、二九、三七号）の位置に関係して、八四〇（承和七）年に伊豆国田方郡に駅家が遷されたことから駿河国と伊豆国の国境近くに位置すること、柏原駅と横走駅の中間に位置することなどが想定される。クラが山間の谷間を意味するとすれば、本来の駅および郷は現長泉町の上長窪・下長窪かみなかぼ付近に比定される。

最後に宇良郷は、奈良時代前半の郷里制下では榎浦里えのうら（『同』二一木簡二〇、二一号）と菅浦里すがうら（『同』二一木簡二二、二三号）などから構成されており、前者の榎浦里が沼津市江浦えのうら付近に比定されるならば、江ノ浦湾一帯に比定することが可能である。なお、伊豆国の田方郡との境界は、木簡にみえる田方郡吉妾郷三津里きしやうみつが現沼津市三津付近に比定できるならば、江ノ浦湾の淡島付近が国郡境であったと考えられる。

これらの郷里のうちいずれが裾野市域に含まれるか明らかではないが、堅魚木簡に見える郷里名が沿岸部とするならば、柏原・子松・古家・玉作・宇良の各郷は沼津市域の沿岸部に比定され、さらに比定地のほぼ明確な横

走(御殿場市)、永倉(長泉町)、駿河・山崎(沼津市)を除けば、矢集・宍人郷などが可能性として残るが、確実なことは不明である。少なくとも、現在の沼津市域に郡家や多くの郷里が想定されることからすれば、地形的な問題から、市域内に多くの郷里を比定することはできそうもない。市域内の集落遺跡についても、墨書土器が出土した深良の上原遺跡が九世紀にさかのぼる以外は『市史』一)、奈良時代の郷と直接に対応する遺跡は発見されていないが、官道である東海道沿いに存在したことが想定される。

### 調庸の負担

律令制度の中で税制は、官人制や文書行政などと並んでとくに詳細な規定がなされている(仁藤敦史「調・庸の貢進と地方財政」『県史』通1)。安定的に人々からどのように税を徴収するかは律令政府にとっては最大の関心事であり、戸籍や計帳という文書の作製も、安定的な租税の徴収のための基本台帳として位置づけられていた。税目としては、田令に租と出挙、賦役令に調・庸・雑徭・仕丁、軍防令には兵士役などがみえる。税負担の基本対象は二一歳から六〇歳までの青年男子である「正丁」に対するもので、土地に対して課された田租を除けば、他の諸負担は人を単位とした人頭税であることや労役負担が過重であった点が古代税制の特色として指摘できる。

まず米の收取についてだが、田租は、戸籍に登録されている六歳以上の農民に班給された口分田(男子二段・女子二段二〇歩)に課された税で、田令では一段あたり二束二把とされた。束把の単位は穂首刈の単位に由来し、穎稻から穀にすれば一束は一斗となり、脱穀し白米にすればさらに半分の五升となるが、現在の白米約二升に相当する。上田の收穫量は一町あたり五〇〇束と規定されているところからすれば『延喜式』主税上穫稻品条、收穫の約三斗が田租となり(一町では五〇〇束の收穫に対して一五束の田租となる)、他の税目に比較して低率であった。

同じく米に関係する出挙は、春と夏に稲を貸して、秋の収穫後に利息とともに返済させる制度で、国家がおこなうものを公出挙、民間がおこなうものを私出挙といった。本来は在地首長がおこなった端境期の食料や種籾に困る貧民に対する救済制度であったが、後には強制的な制度となり、税負担の一種となった。春の貸付は種籾の貸与、夏は端境期の食料としての意味を本来的には持っていたらしい。強制貸付で年間五割(後には三割)という利息をとった。そのため正式な税目である田租よりも経済的に大きな負担となった。なお、義倉も本来は税ではないが凶作に備えて戸の等級に応じて、二石から一斗の粟を強制的に納めさせるものである。

次に物産の収取についてだが、調は、中央への物納租税の中心であり、官人の禄などに使用された。地方の特産物を納めるもので、本来は朝廷に服属した豪族からの貢納物に由来する。令制では正丁(二歳から六〇歳・老丁(六歳から六五歳)・中男(七歳から二〇歳)などの男性に対して人別に賦課され、老丁は正丁の半分、中男は四分の一を負担することになっていた。調の品目は、絹や絶(粗悪な絹)、糸・綿・布など繊維製品が中心であるが、塩・鉄・鍛や水産物なども貢納された。正丁には調の付加税としてさらに染料・油・塩といった調副物も課せられたが、七・一七(養老元)年以降は廃止され、中男の調が免除された代わりに定められた中男作物に品目は継承された。駿河郡からは調や中男作物に堅魚や煮堅魚の特産物として貢納することになっていた(後述)。調一人分の負担量は「十一斤十兩」とされている。また、布製品については、現在の奈良市東大寺正倉院の宝物の中に、国郡名などが墨書された繊維製品も残っている。これらには賦役令調皆随近条の規定に従い、調布などの両端には国郡里名や戸主の名前を書き、国印が押されている。国司や郡司の署名がみえるものもあり、調庸納入の手續に彼らが関与していたことが確認される。幅広な織物や高級な織物は、農民の家で独自に生産されたのではな

## 第2節 国郡制の成立と調庸の貢進

く、国郡に付属した工房や在地有力者のもとで集中して織られたことが想定される。おそらく一般農民は代価を払って貢納物を調達したのであろう。その他、令にはみえないが、海や山で採れた收穫物を納める税目として費がある。

庸は、本来中央で労役に従事する人々への資養物しやうがうとして徴収されたもので、令制では唐令とうれいから継授した成年男子が一年に一〇日間中央で労役に従事する歳役さいえきの規定があるが、大宝令たいうほうりょうでは歳役はすべて労働力の代わりに布で納めることとなり、庸ちからしよという名称が付けられた。中央での主要な労働力である仕丁だけでは不足する時に、この庸を財源として周辺農民に功賃こうちんと食料を払って強制的に雇役こえきしたのである。普通は中央で労役に従う衛士えいし・仕丁・采女の食料に充当された。庸は令制では一日分の労働を二尺六寸に換算し、歳役十日分の二丈六尺じちゆうしやくを負担させた。

以上のような調庸物は、都からの遠近により納入期限が定められており、毎年八月中旬から百姓より納入が開され、都には近国は十月三十日、中国は十一月三十日、遠国は十二月三十日までに納め終わることになってい

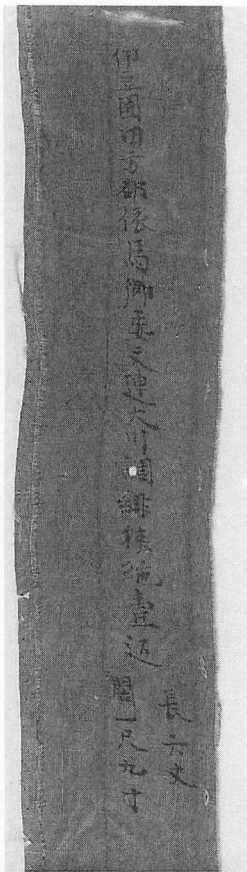


写真1-8 「正倉院宝物」  
緋純帳緋純紐  
(宮内庁正倉院事務所蔵、提供 静岡県立  
中央図書館歴史文化情報センター)

た(賦役令調庸物条)。駿河国は中国で、『令集解』賦役令調庸物条古記所引民部式、十一月末までに調庸物を納入することが義務づけられていた。また、調庸の運送には調庸を出した家ごとに等しく運脚(運担夫)をださせ、国司(貢調使)が領送することになっていたが(賦役令調庸物条、農民にとっては食料は自弁で大きな負担となつたため、餓死したり逃亡する者も少なくなつた)。

一方、労役負担としては雑徭・仕丁・兵士役などがある。このうち地方において国司や郡司により徴発されるのが雑徭である。正丁ならば年間六十日を限り、老丁は三十日、中男は十五日まで使役できることになっていた。仕丁は、「ツカエノヨボロ」と呼ばれ、雑徭が地方での労役であるのに対して、中央の官司で各種の労役に従うもので、食事の世話をする者を含めて、五〇戸から二人が徴発された。

兵士役については、一戸からひとりの兵士を出すことが基本で、一里五〇戸から五〇人の兵士を編成するのが本来の構想であった。兵士を一人出せばその家は滅ぶともいわれるほど、一家の働き手を出すことは農民にとって大きな負担であった。兵士たちは数郡ごとに設置された軍団に配属され、その一部は都城の防衛にあたる衛士や九州の防衛にあたる防人などにも充当された。兵士役の一種である防人とされたのは主に東国の農民たちで、『万葉集』防人歌には「駿河国防人部領」に引率された防人の一人に「玉作部広目」の名があり、当郡に玉作郷があることから、当地から徴発された防人であったと推定できる(『市史』二一九号)。

なお、臨時の負担としては、征夷のための軍事的負担が関東・東海地域の諸国には課せられ、革甲の製造(『同』二一六号)、浪人の移配(『同』二二〇号)、夷俘の反乱に備えた兵士の徴発(『同』二二一三三号)などがあった。さらに、後述するように交通の要所である駿河郡には「三駄二伝」が置かれ、過重な負担になっていた(『同』



二二九号)。

堅魚製品  
の貢進

奈良時代における駿河郡地域の生活を知ることができるとしては貢進物付札木簡が重要である。とりわけ、伊豆国や駿河国からは堅魚(鱧)が代表的な調物として貢進されていた。養老賦役令調絹絶条には「堅魚卅五斤」「煮堅魚廿五斤」、『延喜式』主計上諸国調条には「堅魚九斤西海道諸国十一斤十兩」

「煮堅魚六斤七兩」とあり、駿河国全体の負担量は「煮堅魚二千一百卅斤十三兩、堅魚二千四百十二斤」とされている。正丁の輸納量に換算すれば堅魚は二六八人分、煮堅魚は三三一人分となる。ちなみに、実際の負担量「十一斤十兩」と賦役令の「卅五斤」の違いは、大斤と小斤の違いであり、養老雜令度十分条に小三兩を大一兩

に換算することがみえるので、

同じ重さとなる。木簡の典型

な記載様式は、

- ・ 駿河国駿河郡柏原郷小
- 林里戸主若舍人部伊加
- 麻呂戸若舍人部人
- ・ 麻呂調荒堅魚十一斤十
- 兩 天平七年十月

(『同』二一木簡一七号)

のように「十一斤十兩」とい

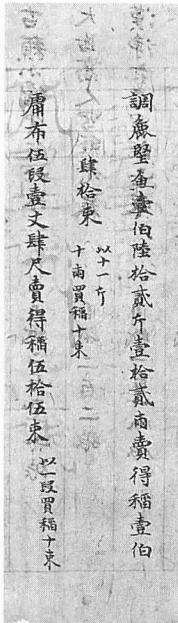


写真1-10  
天平11年  
伊豆国正税帳

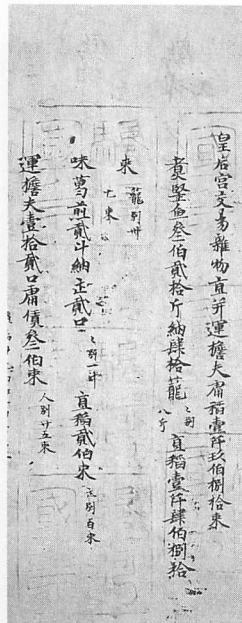


写真1-9 天平10年  
駿河国正税帳

(写真1-9・10共に原品 宮内庁正倉院事務所所蔵、複製品 国立歴史民俗博物館所蔵、提供 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター)



う重さを記したものと、

・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人麻呂調

・荒堅魚六連八節 天平七年十月  
〔市史〕二一木簡一八号

のように「六連八節」という貢納単位を記したものの二種類が存在した。この場合は、偶然に同一の貢納物に付された二枚の木簡が都まで運ばれたことが確認されるが、駿河郡の場合は二枚づつ作成されるのが一般的であらう。この違いを除けば、堅魚に付せられた木簡の一般的な記載様式は、

駿河国駿河郡〇〇郷〇〇里戸主〇〇戸〇〇調荒堅魚十一斤十兩(〇連〇節) 〇年〇月

という形式になっている。天平宝字年間(七五七〜七六五)になると調庸の違期・未進・粗悪などに対処するため、専当国司制が行われ、専当または主当という納入責任者である国司や郡司の名前を記載した貢進物付札木簡もみられるようになる〔同〕二一木簡五、六号。

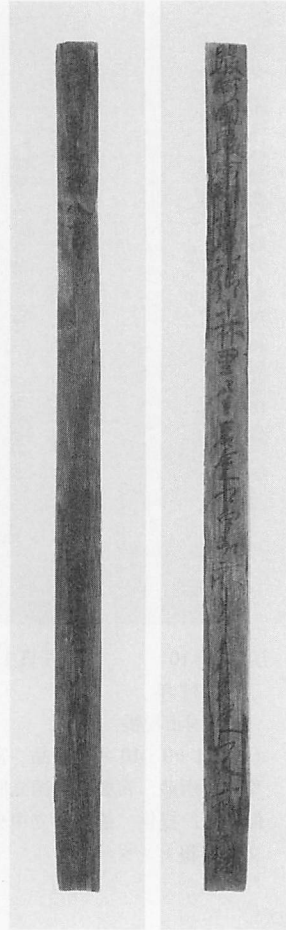


写真1-11 二条大路  
出土木簡  
(奈良国立文化財研究所蔵、提供 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター)

## 第2節 国郡制の成立と調庸の貢進



写真1-12 ナベ形土器(沼津市教育委員会所蔵, 提供 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター)

納入の年月日については、「十月」と記したものが多く、これは養老賦役令調庸物条に都からの距離により納入期限を定めた規定があり、それに基づくものである。すなわち、駿河国は『延喜式』民部上の国郡表に中国とあり、調庸物条には中国は十一月末までに納入することが定められている。『延喜式』主計上には駿河国からの都までの行程は十八日とあり、そのため駿河国内での納入期限は木簡に記載されるように十月であったことが推定される。

木簡の大きさについては、鯉という大型の貢納物に付されたため、一般的な付札木簡よりも大型で、三十疋を越えるものが多く、裏面は必ずしも積極的に用いられているわけではない。筆跡については、伊豆国の木簡とは異なり基本的に同一筆跡と考えられるので、ある段階で一括記載されたことが想定される。「荒堅魚」の用字はおよそ七四六(天平十八)年頃を境にして「麿堅魚」の用字に変化するが、その理由は明らかでない。また、「堅魚」と「荒堅魚」の表記の区別も存在するが、輸納量が同一であることからすれば、同一貢納物であったと考えられる。おそらく、腐敗を防ぐために煮沸や日炙り・天日乾燥などの加工がなされた生節なまきぶに近い状態で製品化されたと推定される。これらの木簡記載からは、奈良時代の税制や郷里制などの実態をうかがうことができ、さらには、その氏族名からは大化前代の部民制の様相

## 第2章 古代の駿河

を復原することができる(仁藤敦史「駿河・伊豆の堅魚貢進」静岡県地域史研究会『東海道交通史の研究』清文堂)。

### 第三節 富士山の噴火と莊園の設置

#### 阿氣大神

駿河郡には『延喜式』神名帳によれば、小社として丸子神社と桃沢神社がみえ、「まりこ」「まろこ」、「ももさわ」の訓がある。前者は現沼津市丸子町の丸子神社に、後者については、長泉町元長窪の桃沢神社、沼津市青野の桃沢神社、愛鷹山山頂の愛鷹神社などに比定する説がある。このように郡内には、神祇官が管轄し、国から祭祀において幣帛を奉られる官社の数は多くはないが、これ以外にも『出雲国風土記』などの例によれば、村落内には小規模な神社が多数存在したと推定される。

当郡における神祇信仰については、『日本文徳天皇実録』八五八(天安二年六月己酉条)にみえる、大学助山田連春城の卒伝に次のような興味深い記載がある(『市史』二二二七号)。

大学助従五位下山田連春城卒す。春城の字は連城、右京の人なり。(中略)仁寿元年の大嘗会にて外従五位下を授く。二年正月、遙かに駿河介となす。三年春三月、自ら請うて任じゆく。傍吏・百姓、其の清察を嫌う。時に、部下駿河郡に伊豆より新たに移りし神ありて阿氣大神と名のる。国司、官に申し新たに社を建て、もつて祭祀す。しかるに禰宜・祝等を増し奇異の事をもつて国司・庶人を誑誤す。春城、任じ到りて登りし時に考訊し、其の詭偽を糾す。此より以後、妖言永く絶え、歳時は祭祀のみ。傍吏の人、諸の其の聡察に服し、其の年の秋、使を奉り京に入る。

山田連春城はその卒伝によれば、学者の家に生まれ、一五歳で大学に入学し、丹波権博士、大学助などを歴任し



写真 1-13 丸子神社(沼津市)

たとある。とりわけ、仁明天皇のとき、校書殿に侍して、御書を  
 閲覽したとあるなど、その学識は高く評価されていたという。自  
 ら望んで駿河介(次官)に任命され、郡内に流行した阿気大神の信  
 仰を考訊し、その訛偽を糾したと伝える。この阿気大神は伊豆国  
 から新たにやってきた神で、駿河国司らは、神祇官に申して新た  
 に社を建てて、祭祀をおこなったという。しかるに禰宜や祝の員  
 数をいたずらに増し、奇異の事を行い、国司や庶人を欺瞞誘導し  
 たという。阿気大神の信仰について、その詳細は不明だが、一時  
 は国司らに社を建てさせるほど流行した新興宗教のような動きが  
 あったらしい。

同様な事例として駿河地域では、かつて皇極朝に富士川の辺に  
 住む、大生部多が常世の神であるとして村里の人に勧め、民家の  
 財宝を捨てさせたため、秦河勝により打たれたとの伝承がある

『県史』資4-154号)。また、伊豆国では八三八(承和五年)に「上津島」(神津島)が噴火し、諸国に火山灰が降った  
 が、その理由について在地の祝や刀禰たちを召集め、卜求させて何の祟りかを占わせたところ、三嶋大社の本  
 后で、神津島に鎮座する阿波神が、後后である伊古奈比羊神が先に位階を授けられ、名神社とされたことを嫉妬  
 したためと判明した。そのため阿波神と子神である物忌奈乃神に従五位下が授けられたとある『県史』資4-15二

### 第3節 富士山の噴火と荘園の設置

六号)。この場合にも、在地の祝や刀禰たちの活動が重要な役割を果たしており、国司もその動向が無視できないほどの有力者であったと考えられる。

いずれの事件も中央の目からみれば風俗を乱すものとして取り締まりの対象になる「奇異の事」「訛偽」「妖言」と評価される事態であった。しかしながら、在地の立場からすれば反対に、神祇信仰に仮託して、国司ら中央の人々に在地人々の政治的要求を承諾させる抵抗運動であったとの位置付けも可能であろう。

**富士山の噴火と信仰** 裾野の歴史を語るときに忘れることができないのは、富士山の存在である。富士山は、雄大で均整がとれた山容、山頂に降り積もる雪などが和歌や紀行文など多くの文学作品に表現されてきた。

なかでも『万葉集』巻三の三一八番歌にみえる山部赤人の歌はその典型といえる(『県史』資4-1和歌二号)。

田子の浦ゆ うち出でて見れば 真白にそ 不尽の高嶺に 雪は降りける

しかし、富士山はいつもこうした穏やかな表情のみをみせていたわけではなく、これまで何回も大噴火をおこし災害をもたらした恐ろしい山でもあった。この「田子の浦」の歌の次に配列された高橋虫麻呂の「不尽山を詠ふ歌」(三一九番歌)では、「燃ゆる火を 雪もち消し 降る雪を 火もち消ちつつ」と富士山の火山活動を表現している(『県史』資4-1和歌二号)。富士山の噴火が正史で確認される最初の例は七八一(天応元)年七月で、『万葉集』の赤人の歌よりも遅い。それによれば、駿河国からの報告として、富士山の裾野に灰の雨が降り、灰がおよんだ地域の植物が枯れたとする(『市史』二一五号)。『万葉集』の記載に従うならば、天応元年以前における富士山の火山活動が確認される。高橋虫麻呂がいつごろの富士山を観察したのか明らかではないが、通説のように七一九(養老三)年に藤原宇合が常陸守に任命され、その配下に高橋虫麻呂がいたとすれば、任国との往復の途中で実見



写真1-14 田子の浦から望む富士山

したことが推定される。虫麻呂の歌以外にも正確な時期は不明だが『万葉集』にも「不尽の高嶺の燃えつつかあらむ」(二六九五番歌)、「布土の高嶺の燃えつつ渡れ」(二六九七番歌)、「富士の高嶺の鳴沢の如」(三三五八番歌)など富士の火山活動を描写した歌がいくつかある(『県史』資4「和歌七、九号」。

以後平安時代末までの間に富士山の噴火が何回あったか、依拠すべき記録が断片的なので正確に知ることはできないが、正史類の記載によれば少なくとも九回の噴火が記載されている。けれども、年代的に近接する八〇〇(延暦十九年)と八〇二(延暦二十二年)年の噴火が連続するかどうかなど、細かいことは不明としなければならぬ。噴火の状況が比較的詳細に記載されているのは『三代実録』にみえる八六四(貞観六年)の噴火記事である。

その噴火は大規模で山梨県側に溶岩流が流れ落ち、本来はひとつの湖であった精進湖と西湖がこのとき分断されたとある。こうした噴火記事は九世紀には、八六四(貞観六年)の事例を合わせると八〇〇(延暦十九年・八〇二(延暦二十二年)年・承和年中(八三四〜八四八)の四回が知られ、一〇世紀・一一世紀の各二回に比べると活動が活発であった(『市史』二一八、一九、三〇号)。さらに、九三七(承平七年)以後の噴火記事が九九九(長保元年)の「山焼」、一〇三二(長元五年)の「山火」、一〇八三(永保三年)の「燃焼」などのように比較的簡單で、大規模な溶岩の噴出がなかったと推定されるのに比較しても対照的である(『同』二一四四、四六、四九号)。また、都良香が「富

「土山記」という題で富士山についての山容や伝承を書き著したのは、八六四（貞観六）年の大噴火からそれほど隔たらない八七七（元慶元）年頃であり、延暦と承和の噴火の様子を記録しているのも偶然ではない（『同』二一三〇号）。平安初期にたびたび発生した激しい噴火やそれに対する周辺住民の畏怖の念、それにとまなう富士山信仰や祭祀の活発化という流れが「富士山記」の記載から読み取れる。

一方、都の貴族たちも神階授与や奉幣によって、富士山の噴火災害から逃れようとした。都の鳴動が富士山の噴火を連想させたように、貴族たちにとってもその畏怖の念は大きかった（『同』二一五一〜五三三号）。富士山を御神体とする駿河国浅間神社（富士宮市大宮町）は、八五三（仁寿三年七月五日）に名神に預かると八日後の十三日には従三位が与えられ、八五九（貞観元）年正月には正三位に昇叙されている（『県史』資4-1610、611、630号）。

にもかかわらず、先述したように八六四（貞観六）年には富士山の大噴火が発生した。そのために大被害を被ることもなかった甲斐国では、国司が都への報告で、この噴火は、駿河国の浅間神社の禰宜や祝が浅間神を齋敬して勤めないことが原因であると主張し、これが認められたため、新たに甲斐国八代郡にも浅間明神祠の建立がなされている（『県史』資4-1670号）。また、末代上人が大日寺を富士山頂に建立し、埋納経をおこなったのも神仏習合により浅間大明神が本地垂迹説により富士権現とも称された富士山に対する信仰を示している（『市史』二一五五号）。

#### 大沼鮎沢御厨と

奈良時代から平安初期までの郡内の郷里の配置によれば、駿河湾に面した沿岸部が集落の中

#### 大岡荘の成立

心で、山間部の開発は進んでいなかったようである。平安中期以降になると、有力な農民や

豪族が私領の開発を進めるようになり、こうした開発領主らは税を免れるため中央の貴族・社寺に開発地を寄進



し保護をうけ、自身は現地の実質的な管理者として収入や権利を確保した。駿河郡内にも大沼鮎沢御厨や大岡荘などの荘園が成立するが、いずれも内陸の山間部に設定された荘園であり、当然ながら裾野地域もこれら荘園の荘域にその一部が含まれていた。おそらく裾野地域の開発が「富豪の輩」と呼ばれるような地元の有力者らにより開始されるのは、この時期からであったと考えられる。

大沼鮎沢御厨は平安末期以前に成立した伊勢神宮の所領のひとつである。御厨とは元來神に供える魚介類を貢納するために設定された所領をいうが、後には一般の荘園との区別は無くなり、米や布などの貢進が主となる。その初見は一一九二(建久三年)に太政官に提出された「伊勢神宮神領注文」である(『市史』二一九三号)。この文書は、前年三月に出された「新制請文之内」に記され、注進が求められた「神領子細并神事用途」に対応するもので『鎌倉遺文』五二三号)、荘園整理の基礎資料として提出が命じられたものである。それによれば、当御厨は大津御厨(島田市)、方上御厨(焼津市)とともに駿河国に属し、「二宮」すなわち伊勢神宮の天照大神を祭る内宮と豊受大神を祭る外宮に対して設定された御厨である。御厨の支配や管理を任せられ、税の納入責任者である「給主」に任じられているのは、神宮の政務を統括した祭主の家柄である「大中臣親広」である。「神戸、始めて置かるる子細の元由と、御領の奉免せらるるの子細」など「往古神領」の子細については「嘉承の評定の注文(嘉承三年注文一通)」「永久の裁決の宣旨(永久三年宣旨一通)」に譲り、記載が省略されたという。これらの文書は現存しないため、当御厨成立の詳細は不明だが、年代が古い一一〇八(嘉承三年)以前に「建立」された由来の古く遡る「往古神領」に属することは確実である。開発主体については、大森氏の先祖(忠親)が大中臣氏(輔親)の女から生まれた藤原氏(伊周)の子孫であるとの伝承があり(『大森葛山系図』『統群書類従』六下)、伊勢神宮給主大中

### 第3節 富士山の噴火と荘園の設置



写真1-15 山王靈驗記(沼津市 日枝神社所蔵, 提供 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター)

とみ  
臣氏との関係から注目されているが、大森氏が当地に土着するのは忠親の子  
これや  
惟康以後であり、後世において系図に加えられた伝承とも考えられる。一方、  
鎌倉期の伊勢神宮領を国別に列記した『神鳳抄』には、「大治鮎沢御厨」と  
して田の面積が「二丁五反百八十歩」あり、貢納物として内宮には布十段、  
外宮には布六段と雑用料が規定されている(『市史』二二四九号)。外宮につ  
いては、他の史料では「布六端」とあり、雑用料についてはみえない(『同』  
二二三四、三三五号)。比定地については、後の史料に大沼鮎沢御厨のうち  
に「下和田」「大杓間田」「新橋」などの地名がみえ(『同』二一九三、二二一、  
三〇三、三〇五号)、それぞれ裾野市下和田(または御殿場市杓間の字和田)、御殿  
場市西田中、同市新橋に比定されるので、その当初の中心は現J R御殿場駅  
の東側を中心とする地域で、中世には領域的に拡大したものと考えられる。  
一方、大岡荘は平安末期からみえる荘園で、大野牧・岡野牧の後身と推定  
される。『類聚国史』によれば、八三一(天長八)年九月に駿河国荒廃田四〇  
町を開墾して、「大野牧田」としている(『同』二二四号)。これは、大野牧  
の維持経営に必要な経費を捻出するため、牧周辺の荒廃田四〇町を周辺農民  
に再開墾させたものと考えられる。牧は丘陵・山間部に設定されることが多  
いので、田の耕作には不向きなため耕作放棄され、荒廃することが多かった

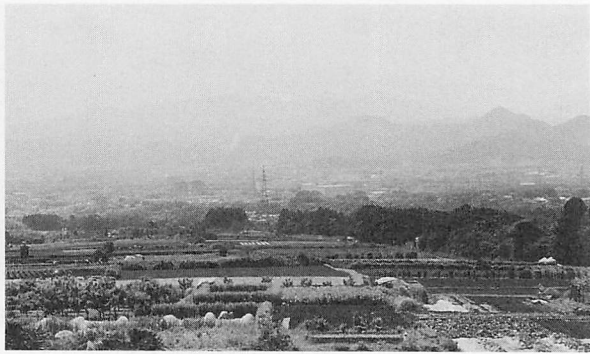


写真1-16 大岡荘一带(沼津市大岡付近)

らしい。すでに九世紀前半には官牧として駿河国に大野牧が設定されていたことになる。この記載から七十年ほど後に作られた『延喜式』には駿河国の官牧として「岡野馬牧」がみえる(『市史』二一三八号)。諸牧からは五、六歳の馬を毎年中央の左右馬寮に貢進することとなっていた。この官牧が平安中期以降に私領としての荘園に転化することとなる。すなわち、一二八八(弘安十一)年に成立し、沼津市の日吉神社創建の由来を記した「山王靈驗記」によれば、関白藤原師通が日吉山王社の神罰により若死したため、母が駿河国大岡荘を比叡山に寄進し、荘内に日吉社を勧請したとされる(『同』二一五〇号)。ただし、この記載は『源平盛衰記』と類似するが、施入された荘園が異なることから、大岡荘の記載は後に挿入されたとも考えられ、関白藤原師通と大岡荘との関係は明確ではない。さらに、寿永三年四月五日の源頼朝安堵状案(『同』二一七九号)によれば、平家没官領のひとつとして「大岡庄駿河」とみえ、これより以前には池大納言(平頼盛)が頼盛に長年仕えた牧宗親(頼盛の母方の叔父)が担当していた(『同』二一〇八号)。牧の名前は大岡牧にちなむもので、おそらく自己の所領を平頼盛に寄進して、平家の家人になり荘園を管理していたと考えられる。その後、宗親の娘である牧の方が北条時政の後妻になった関係で、一一八八(文治四)年までに時政が地頭職をもつに至る

### 第3節 富士山の噴火と荘園の設置

〔同〕二一九〇号。比定地は現在の沼津市岡宮おかのみや付近を中心に北は裾野市桃園付近に至る愛鷹山南東麓から黄瀬川西岸にかけての地域に比定される。

#### 第四節 古代東海道の交通

##### 東海道の成 立と駅制

裾野地域は、富士山の東麓にあり、東・西・北の三方を山で囲まれてはいるが、北の足柄峠を越えれば、関東に抜けることができ、交通上の要地に位置する。裾野地域の歴史的特質は、こうした関東への交通上の要地という地形的条件を抜きにしては語ることができない。古代ではヤマト王権の中心地である大倭国から地方へ向かう道が、単なる道路名称だけでなく、道沿いに広がる領域の地域名称としても機能した。東海道の名称は『日本書紀』の崇神紀に、いわゆる四道將軍派遣説話として北陸・西道・丹波と並んで武渟川別を「東海」に派遣したとあるのが初見とされるが、『古事記』には「東方十二道」とある(『県史』資4・六、七号)。前者には「越(高志)道」ではなく後の名称である「北陸」が用いられていることから考えて、「東海」の名称も潤色の可能性が高い。東海道の用例は、『日本書紀』の崇峻紀に東山道・北陸道と並び穴人臣鷹を「東海道」の使者に遣わして、東の方の海に沿える諸国の境を觀察させたとあるのが初見となる(『市史』二・四六号)。

しかし、これも令制用語の借用と考えられ、古くは「やまのみち」に対する「うみつみち」の称が先行したと考えられる。官道や駅制の整備についての規定が明記されたのは大化二(六四〇)年の改新の詔である。その後、『日本書紀』天武紀上における壬申の乱の記述によれば、畿内周辺や西国では駅馬・伝馬の制度が整備されつつあったことが確認される。そして、天武朝後半以降には「東海道」伊勢国以東の有位人の課役を免除したというような、政策上の区分や使者の派遣単位として、各道の名称が用いられるようになり、ここに確実な「東海道」

#### 第4節 古代東海道の交通

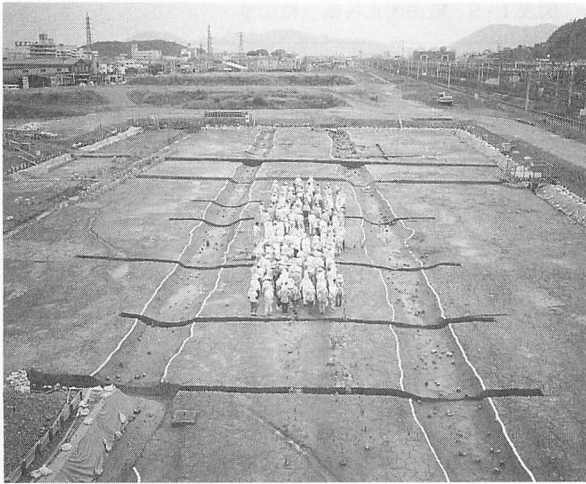


写真1-17 静岡曲金遺跡東海道  
(静岡県埋蔵文化財調査研究所蔵, 提供 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター)

の用例が確認される〔同〕二一八八、八九号)。大宝律令が施行される八世紀の初めには、北陸道を含む七道を基本とする令制の駅制が成立する。『延喜式』兵部省の記載によれば、九世紀後半段階に全国には四〇二の駅家が設定されていた。官道は都を中心に放射状に国府と国府を最短距離で結ぶことを原則とした。このうち東海道は都から伊賀国・伊勢国を経て太平洋沿岸の諸国を経由し、常陸国に至るもので、行程の一四か国に五五駅四六九

頭の馬が置かれた。ちなみに公式令朝集使条の規定によれば、国郡司の勤務評定や政務状況を報告する使者である朝集使は、東海道では駿河国以東において駅馬に乗ることが許されていた〔同〕二一〇号)。駅家は、官道沿いにほぼ三〇里ごとに置かれ、駅使や官人の往来を支援するために馬を常備し、宿泊・給食するための施設であり、国と郡との連絡には伝馬が用いられた。駅家には駅長以下、駅戸・駅子が設定され、駅長の指示により、駅戸に所属する課丁である駅子が徴発され、駅馬の維持管理などを担当した。官道沿いの諸郷から徴発された駅子の負担は一般の公民より重いため、逃亡する者も多かった。官道の関所の通過には過所(関所札)が用いられ、駅馬の利用には利用できる頭数が刻まれた駅鈴を提示し

図表1-9 駿河国正税帳供給記事

供給対象者	従人数	郡数	食数	備考
(欠失)	1人	6郡	一日食	
山梨郡散事小長谷部練麻呂	1人	6郡	一日食	
(欠失)	8人	6郡	一日食	
下総国印波郡采女丈部直広成	2人	6郡	一日食	
部領使左弁史生少初位下文忌寸奈保麻呂	1人	6郡	一日食	
依病下下野国那須湯從四位下小野朝臣老	12人	6郡	一日食	
覓珠玉使奉宮坊少属從七位下大伴宿禰池主	8人	6郡	一日食	
從上総国進上文石使大初位下山田史広人	2人	6郡	一日食	
從陸奥国進上御馬部領使国画工大初位下	2人	6郡	一日食	
奈氣私造石嶋				
從甲斐国進上御馬部領使山梨郡散事小長	1人	6郡	一日食	
谷部麻佐				
巡行部内国師明諭および沙弥1人	1人	6郡	一日食	
檢校正税下総国下兵部省大丞正六位上路	3人	6郡	半日食	
真人野中				
下総・常陸等国国師賢了	3人	6郡	半日食	
下野国造薬師寺司宗藏および助僧2人	9人	6郡	半日食	
旧防人伊豆国1082人		6郡	半日食	
依病退本土仕丁・衛士・火頭等(相模国		6郡	半日食	
御浦郡衛士)				
依病退本土仕丁・衛士・火頭等(匠丁穴		6郡	半日食	
人部身麻呂)				
依病退本土仕丁・衛士・火頭等(常陸国		6郡	半日食	
茨木郡仕丁日下部友敷)				
從陸奥国送摂津職俘囚115人		6郡	半日食	
從相模国送送官奴黑秦		6郡	半日食	
旧防人部領使遠江国少掾正六位下高橋朝	2人	3郡	一日食	遠江国←→駿河国
臣国足				
防人部領使史生從八位下上日置造石足	1人	3郡	一日食	遠江国←→駿河国
当国俘囚部領使史生從八位上岸田朝臣繼手	1人	3郡	一日食	遠江国←→駿河国
俘囚部領使安倍团少毅從八位上有度部黑背	1人	3郡	一日食	遠江国←→駿河国
肥人部広麻呂		3郡	一日食	官符遞送遠江国使
磯部飯足		3郡	一日食	官符遞送遠江国使
小長谷部善麻呂		3郡	一日食	官符遞送遠江国使
矢田部猪手		3郡	一日食	官符遞送遠江国使
齋官符遠江国使磐田郡散事大湯坐部小国		3郡	一日食	官符遞送遠江国使/2度
小長谷部国足		3郡	一日食	官符遞送遠江国使/2度
物部石山		3郡	一日食	官符遞送遠江国使/2度

第4節 古代東海道の交通

供給対象者	従人数	郡数	食数	備考
敢石部角足		3郡	一日食	官符遞送遠江国使 / 3度
矢田部猪手		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 10度
齋省符使遠江国磐田郡散事大湯坐部小国物部石山		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 11度
遠江国佐益郡散事丈部塩麻呂		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 3度
生部牛麻呂		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 5度
税部古麻呂		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 6度
小長谷部足国		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 6度
敢石部角足		3郡	一日食	省符遞送遠江国使 / 6度
相模国進上御贄部領使余綾郡散事丸子部大国		3郡	一日食	駿河国←→相模国
当国防人部領使史生従八位上岸田朝臣繼手	1人	3郡	一日食	駿河国←→相模国
防人部領安倍团少毅従八位上有度部黒背	1人	3郡	一日食	駿河国←→相模国
従陸奥国送摂津職俘囚部領使相模国余綾团大毅大初位下丈部小山	1人	3郡	一日食	駿河国←→相模国
俘囚部領相模国大住团少毅大初位下当麻部国勝	1人	3郡	一日食	駿河国←→相模国
横田臣大宅		3郡	一日食	官符遞送駿河国使 / 2度
伊奈利臣千麻呂		3郡	一日食	官符遞送駿河国使 / 2度
半布臣子石足		3郡	一日食	官符遞送駿河国使 / 2度
丈部牛麻呂		3郡	一日食	官符遞送駿河国使 / 2度
当国使安倍郡散事常臣子赤麻呂		3郡	一日食	官符遞送駿河国使 / 5度
半布臣禹麻呂		3郡	一日食	省符遞送駿河国使
伊奈利臣牛麻呂		3郡	一日食	省符遞送駿河国使
横田臣大宅		3郡	一日食	省符遞送駿河国使 / 10度
当国使安倍郡散事日下部若槌		3郡	一日食	省符遞送駿河国使 / 2度
丈部牛麻呂		3郡	一日食	省符遞送駿河国使 / 4度
半布臣足嶋		3郡	一日食	省符遞送駿河国使 / 4度
丈部多麻呂		3郡	一日食	省符遞送駿河国使 / 4度
半布臣石麻呂		3郡	一日食	省符遞送駿河国使 / 4度
川辺臣足人		3郡	一日食	駿河国使 / 2度
他田舍人益国		3郡	一日食	駿河国使 / 2度
当国使有度郡散事他田舍人広庭		3郡	一日食	駿河国使 / 4度

『県史』通1)



なければならなかった。駅の財源としては駅起田えききでんと駅起稻えききとうがあり、駅馬の購入や維持に充てられた。

なお、「駿河国正税帳」などによれば、駿河郡内を東海道が通過し、横走駅で相模と甲斐への道に分岐しており、防人や俘囚ふしゆうの部領使ぶりょうしなど公務での往来だけでなく、下野国的那須温泉なすに病気の治療のため湯治とうじにむかう小野朝臣おののあそん(牛養うしかい)など多くの人々や物資が行き来したことが確認できる(『県史』資4-120-3号)。当地が通過点であったとしても、こうした人や物資の流通が、律令国家の成立により活発化し、当地の歴史にも大きな影響を与えたことは確実である。

#### 駅の設置と 駅路の変遷

駿河郡地域の特殊な負担としては、当地が峠を控えた交通上の要地であることから、「三駅二伝」(横走・永倉・柏原駅・駿河郡・横走の伝馬が置かれ「駅子四百人・伝子六十人」(『市史』二二二九号))とされる負担は、「百姓、ことに重役に苦しむ」(『同』二二二六号)といわれるように重いものであった。平安期には王臣家等による人馬の強制的な雇用(『同』二二三二号)や駅子の疲弊ひび(『同』二二三四号)が報告されている。このような交通上の要地としての性格を示す史料は多くみられる。すでに、伝説的記述ではあるが『古事記』には倭建命やまとたけのみことが足柄の「坂の神さかのかみ」を打ち殺すなど、苦勞して足柄峠を通過したことが記載されており、中央の人々にも当地が交通上の要地であるとともに、難所であるという理解が浸透していたことがうかがわれる(『県史』資4-115号)。

八〇二(延暦二十二年)、富士山の噴火により東海道の足柄路が不通となり、迂回路うかいろうとして箱根路が採用されたが、翌年には復旧している(『市史』二二二二、二三三三号)。八四〇(承和七年)には、駿河郡の三駅(柏原・永蔵・横走)のうち、永蔵駅を伊豆国田方郡に遷置せんちしたが、これは駿河郡百姓の負担を考慮したものである(『同』二二二六号)。

この処置は一時的であつたらしく、八六四(貞観六)年までには、永倉駅の所管は駿河郡にもどつたが、今度は柏原駅を廃止し、富士郡蒲原駅の位置を富士川の東に移動させ、「駅子四百人・伝子六十人」の定数を維持できないほどに疲弊していた駅伝子の負担を軽減している『同』二二二九号)。柏原駅の廃止は『延喜式』段階まで継承されたらしく、兵部省式には駅馬として長倉駅一〇疋・横走駅二〇疋・伝馬として駿河郡五疋・横走駅五疋と規定されている『同』二二二七号)。しかしながら、王臣家や国司・公使こうしによる駅馬・駅子の強制的な徴発は止まなかつたらしく、八九四(寛平六)年および九一四(延喜十四)年にはこうした行為に対して、禁止令が出されている『同』二二三三、三四号)。また、九五六(天曆十)年には、平将門たいらのまさかどの乱の経験から、関東地方から暴徒が進入するのを防ぐため横走関・清見関きよみかぜを有する駿河国の国司郡司らに対して武装が認められた『同』二二四二号)。やがて、一〇四〇(長久元)年になると、交通の妨げになるといふ理由で駿河・相模・伊豆三か国の関所が廃止されている『同』二二四七号)。

**横走の駅** 駿河国と相模国の境には足柄峠があり、その手前に横走駅と横走関が置かれた。横走駅については、と足柄峠 すでに平安初期から確認でき、八六四(貞観六)年に名前がみえ『同』二二二九号)、駿河郡の「三駅」

という表現ではこれより先の八四〇(承和七)年にも記載がある『同』二二二六号)。『延喜式』兵部省によれば当駅には、通常の二倍の二〇疋の駅馬が常備され、さらに伝馬として五疋が規定されている。これは足柄峠を控え、さらに、甲斐国へも道が分岐している点を考慮したものと考えられる『同』二二二七号)。

足柄峠は単なる交通上の難所というだけではなく、中央の人々にとって東国を二分する重要な境界として意識されていた。『古事記』の倭建命の伝承によれば、足柄峠より東方がアズマの国とされたが(『県史』資4・五号)、



写真 1-18 足柄峠(小山町)

『更級日記』に詳述されている。

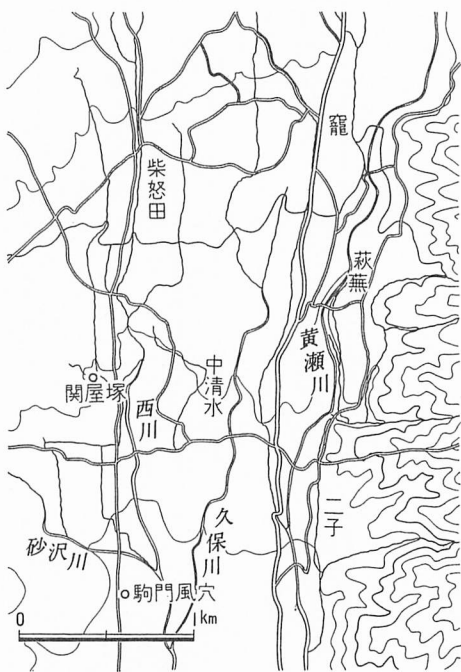
足柄山といふは、四・五日かねて、恐ろしげに暗がりわたれり。やうやう入りたつ麓の程だに、空の景色、はかばかしくも見えず。えもいわれず茂りわたりて、いと恐ろしげなり。(中略)まだ暁より足柄を越ゆ。まいて山の中の恐ろしげなる事はむ方なし。雲は足の下に踏まる。山の中ら許の、木の下のわずかなるに、葵のただ三筋ばかりあるを、世離れて、かかる山中にしも生ひけむよと、人々あはれがる。水はその山に三所ぞ流れたる。からうじて越えいでて、関山にとどまりぬ。これよりは駿河也。横走の関の傍らに岩壺と云う所あり。

この短い引用にも「恐ろしげ」という言葉が何度も繰り返されているように、峠越えは容易ではなかった。峠を越えると横走関があったという。相模側の足柄関についての記載が、八九九(昌泰二年)の設置記事以降、比較的

『常陸国風土記』総記にも、古には相模国の「足柄岳坂」より以東の諸県を我姫国と称したとあり、『令義解』公式令朝集使条には駿河と相模との堺の坂(足柄峠)が、東海道の「坂東」とされている(『市史』二一〇号)。すなわち、足柄峠以東はアズマ国(坂東)という觀念が奈良時代に存在したことが確認される。菅原孝標の女がこの足柄峠を相模から越えたときの様子は

第4節 古代東海道の交通

図表 1-10 横走駅(横走関推定地付近)



(『県史』通1)

止む」との記載から、横走関の廃止が想定される(『同』二一四七号)。

関や駅の比定地については、横走郷の比定でも論じたように、甲斐路との分岐点を重視すれば南に位置し、足柄越えを重視すれば北に位置する可能性が高くなるので、小山町から裾野市までの間に比定する諸説があるが、現在の御殿場市南部の新橋付近が有力視される。

明瞭なのに対して、横走関は九五六(天曆十年)の駿河国司解<sup>げ</sup>に、坂東の暴徒が国内に侵入し、治安が乱れている状況を記したなかに、清見関と並んで登場する(『同』二一四二号)。公的な史料に登場するのはこれだけで、以後は一世紀前半頃の『枕草子』や和歌の歌枕<sup>うたまくら</sup>に登場するのみである(『同』二一四三、四五、五四号)。「春記」<sup>しゅんき</sup>によれば一〇四〇(長久元年)に「相模・伊豆・駿河、非道の関々を